

〈資料編〉



## [目 次]

1	防災関係機関・団体等	1
2	土砂災害（特別）警戒区域	4
3	山地災害危険地区	13
4	消防相互応援協定締結状況	15
5	消防団の組織体制等	16
6	危険物取扱施設・保管場所	18
7-1	指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）	20
7-2	指定緊急避難場所（大規模火災）	21
8	指定避難所	22
9	福祉避難所	22
10	要配慮者利用施設	23
11	防災ヘリコプター緊急離着陸場	24
12	腕章等	25
13	自衛隊ヘリコプター発着場の基準等	27
14	町内の機関と連絡担当班	28
15	岐阜県災害救助法施行細則	29
16	救助別報告事項	37
17	応急仮設住宅建設可能用地	39
18	地域内輸送拠点	39
19	特設公衆電話設置場所	39

### 〈消防防災段階別活動編〉

1	林野火災活動	41
2	建物火災活動	44
3-1	集中豪雨、異常気象災害活動	47
3-2	台風災害活動	49
4	地震災害活動	53
5	航空機事故災害活動	57
6	列車事故災害活動	59
7	大交通事故災害活動	61
8	化学物質流出事故災害活動	63

## 1 防災関係機関・団体等

### (1) 七宗町

機 関 名	所 在 地	電話番号
七宗町役場	加茂郡七宗町上麻生2442-3	0574-48-1111
神渕支所	〃 神渕4525-4	0574-46-1111

### (2) 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
可茂消防事務組合 七宗出張所	加茂郡七宗町神渕2785	0574-46-1150
可茂消防事務組合 東消防署	加茂郡白川町河岐1873-2	0574-72-1641
可茂消防事務組合 消防本部	美濃加茂市加茂川3-7-7	0574-26-0119

### (3) 岐阜県

機 関 名	所 在 地	電話番号
岐阜県危機管理部門（防災課）	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1132(代)
災害情報集約センター	同上	058-272-1034
防災交流センター	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380
広域防災センター	各務原市川島小網町2151	0586-89-4192
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
岐阜県警察本部	岐阜市藪田南2-1-1	058-271-2424
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-0110
加茂警察署 川辺交番	加茂郡川辺町中川辺169-3	0574-53-2002
加茂警察署 上麻生警察官駐在所	加茂郡七宗町上麻生2500-3	0574-48-1023
加茂警察署 神渕警察官駐在所	加茂郡七宗町神渕9910-2	0574-46-1002

### (4) 指定地方行政機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-6000
東海財務局 岐阜財務事務所	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎5階	058-247-4111(代)
東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8831
東海農政局	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271(代)
東海農政局 岐阜県拠点	岐阜市中鶴2-26	058-271-4044
中部森林管理局 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
中部近畿鉱山保安監督部	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0558(直)
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8004(代)

機 関 名	所 在 地	電話番号
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108
東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9112
岐阜労働局	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-8101 (総務課)
国土交通省 中部地方整備局 (三の丸庁舎)	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357 052-953-8119(代)
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1丁目36-1	058-271-9811(代)
岐阜国道事務所 美濃加茂国道 維持出張所	美濃加茂市本郷町3-2-12	0574-26-2151
中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130

#### (5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
中部電力パワーグリッド株式会社 社加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0574-28-3111
NTT西日本岐阜支店災害対策室	岐阜市八ツ寺1-15	058-214-8417
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
日本郵政公社東海支社七宗郵便局	加茂郡七宗町上麻生2507-2	0574-48-1001
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町2-3	058-265-8051
東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市立石2484	0574-25-2889
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571

#### (6) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
自衛隊岐阜地方協力本部	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 4 F	0574-25-7495
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191 (昼間内線)461 (夜間内線)477
航空自衛隊岐阜基地企画部	各務原市那加官有地無番地	058-382-1101(代)
航空自衛隊小牧基地防衛部	愛知県小牧市春日寺1-1	0568-76-2191(代)

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
七宗町社会福祉協議会	加茂郡七宗町神渕10327-1	0574-46-1294
(株)岐阜放送	岐阜市橋本町2-52 岐阜シティタワー43 4階	058-264-1181
岐阜新聞 美濃加茂総局	美濃加茂市太田町本町2-10-19	0574-25-3675
中日新聞 美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788
読売新聞 多治見通信部	多治見市青木町3-2	0572-24-0091
中部経済新聞 東濃支局	多治見市上野町1丁目75-602	0572-23-7812
朝日新聞 岐阜東部支局	多治見市音羽町4-21	0572-22-0745

(8) 病院・医院

機 関 名	所 在 地	電話番号
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち1丁目1番地	0574-66-1100
中濃厚生病院	関市若草通5丁目1番地	0575-22-2211
太田病院	美濃加茂市太田2855-1	0574-26-1251
濃飛ファミリークリニック	加茂郡川辺町西柄井1225-1	0574-53-3111
白川病院	加茂郡白川町坂ノ東5770	0574-72-2222
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121
小島内科	加茂郡七宗町上麻生2441-1	0574-48-1010
大矢クリニック	加茂郡七宗町上麻生2170-3	0574-47-0008
カブチ山田クリニック	加茂郡七宗町神渕10290-1	0574-46-0035

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設

機 関 名	所 在 地	電話番号
めぐみの農協ひすい支店	加茂郡川辺町中川辺517-5	0574-53-2641
めぐみの農協神渕支店	加茂郡七宗町神渕9781	0574-46-1211
七宗町商工会	加茂郡七宗町上麻生2134-1	0574-48-2080
可茂森林組合	加茂郡七宗町神渕9756-1	0574-46-1008
可茂建設業協会	美濃加茂市太田1874	0574-26-1255
可茂衛生施設利用組合	可児市塩河839	0574-65-4111

## 2 土砂災害（特別）警戒区域

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
急傾斜地の崩壊	10112	丸山向	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	10891	向イ野	七宗町上麻生勝	○	○
急傾斜地の崩壊	10892	中組	七宗町上麻生勝	○	○
急傾斜地の崩壊	10893	平中道	七宗町川並平	○	○
急傾斜地の崩壊	10895	平小鳥屋	七宗町川並平	○	○
急傾斜地の崩壊	10896	洞口	七宗町上麻生大柿	○	○
急傾斜地の崩壊	10897	縦道下	七宗町上麻生大柿	○	○
急傾斜地の崩壊	10898	戸洞	七宗町上麻生分郷	○	○
急傾斜地の崩壊	10899	芝	七宗町中麻生芝	○	○
急傾斜地の崩壊	10900	裏山	七宗町上麻生本郷	○	○
急傾斜地の崩壊	10901	小野	七宗町上麻生追洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10902	落合	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	10903	南平	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	10904	登り平北	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	10904	登り平南	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	10905	松山	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	10906	立石	七宗町神渕杉洞口	○	○
急傾斜地の崩壊	10907	村前	七宗町神渕大塚	○	○
急傾斜地の崩壊	10908	向田	七宗町神渕間見	○	○
急傾斜地の崩壊	10909	渡世花	七宗町神渕牛ヶ洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10910	森前	七宗町神渕小穴	○	○
急傾斜地の崩壊	10911	川端	七宗町神渕大穴	○	○
急傾斜地の崩壊	10912	小洞	七宗町神渕杉洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10913	茶ヶ洞	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	10914	田中	七宗町神渕中八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	10915	日影	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	10916	樋之元	七宗町神渕下八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	10917	中野	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	10918	森上道上	七宗町神渕上大橋	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
急傾斜地の崩壊	10919	下中井畑南	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10919	下中井畑北	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10920	中井野	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10921	中谷戸北	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10921	中谷戸	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10921	中谷戸南	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	10922	久田久	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10923	梅村	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10924	戸谷南	七宗町神渕杉洞口	○	○
急傾斜地の崩壊	10924	戸谷北	七宗町神渕杉洞口	○	○
急傾斜地の崩壊	10925	古摩	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	10926	観音前	七宗町神渕上八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	10927	仲棲	七宗町神渕大穴	○	○
急傾斜地の崩壊	10928	下切平	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	10929	寺ヶ洞	七宗町神渕大塚	○	○
急傾斜地の崩壊	10930	浅切洞	七宗町神渕牛ヶ洞	○	○
急傾斜地の崩壊	10931	日陰	七宗町神渕間見	○	○
急傾斜地の崩壊	10932	柿ヶ野	七宗町上麻生大柿	○	○
急傾斜地の崩壊	10933	上奥田	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	10935	稔藤	七宗町神渕小穴	○	○
急傾斜地の崩壊	11776	溝田	七宗町神渕間見	○	○
急傾斜地の崩壊	11777	高山	七宗町神渕杉洞	○	○
急傾斜地の崩壊	11778	戸刈平	七宗町上麻生戸刈	○	○
急傾斜地の崩壊	11779	上渡合	七宗町上麻生戸刈	○	○
急傾斜地の崩壊	14557	岩瀬	七宗町神渕杉洞	○	○
急傾斜地の崩壊	14558	上向田	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	14559	上仲北	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	14559	上仲南	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	14560	古屋	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	14561	柄洞	七宗町神渕寺洞	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
急傾斜地の崩壊	14562	古知洞	七宗町中麻生上	○	○
急傾斜地の崩壊	14563	樺天神松北	七宗町川並樺原・野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	14563	樺天神松南	七宗町川並樺原・野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	14564	三軒屋南	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	14564	三軒屋北	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	14565	田之洞	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	14566	深瀬前西	七宗町神渕大塚	○	○
急傾斜地の崩壊	14566	深瀬前東	七宗町神渕大塚	○	○
急傾斜地の崩壊	14567	下屋敷	七宗町上麻生追洞	○	○
急傾斜地の崩壊	14569	野六ノ鼻	七宗町川並野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	14570	平西畠	七宗町川並平	○	○
急傾斜地の崩壊	14655	啜	七宗町神渕上中切	○	○
急傾斜地の崩壊	22600	中屋	七宗町神渕杉洞	○	○
急傾斜地の崩壊	22601	沓掛	七宗町神渕杉洞口	○	○
急傾斜地の崩壊	22602	星谷口	七宗町神渕杉洞口	○	○
急傾斜地の崩壊	22603	野口	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22604	松葉	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22605	小池	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22606	寺前	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22607	作納戸西	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22607	作納戸東	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22608	茶屋谷津	七宗町神渕下八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22609	西側	七宗町神渕下八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22610	西向	七宗町神渕中八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22611	倉洞	七宗町神渕中八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22612	弥三田	七宗町神渕上八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22613	杉本	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	22614	西戸谷	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	22615	ヌデ洞	七宗町神渕上中切	○	○
急傾斜地の崩壊	22616	倉吹	七宗町神渕寺洞	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
急傾斜地の崩壊	22617	笹尾	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	22618	井ノ平	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	22619	清水洞	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	22620	彦四田南	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	22620	彦四田北	七宗町神渕葉津	○	○
急傾斜地の崩壊	22621	奥田口	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	22622	小谷	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	22623	小穴洞	七宗町神渕小穴	○	○
急傾斜地の崩壊	22624	戸尻	七宗町神渕大穴	○	○
急傾斜地の崩壊	22625	前田	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	22626	南	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	22627	洞ヶ井戸	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	22628	高畑	七宗町上麻生葛屋	○	○
急傾斜地の崩壊	22630	下切	七宗町上麻生大柿	○	○
急傾斜地の崩壊	22632	野地蔵堂	七宗町川並野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	22633	南ヶ洞	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	22634	渡り上	七宗町上麻生分郷	○	○
急傾斜地の崩壊	22635	一反田	七宗町神渕下八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22636	米野	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	22637	平下焼野	七宗町川並平	○	○
急傾斜地の崩壊	22870	中島	七宗町神渕中八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	22880	下ノ洞	七宗町神渕上中切	○	○
急傾斜地の崩壊	212592	蛇ヶ谷	七宗町川並野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	212645	猿ヶ鼻	七宗町上麻生分郷	○	○
急傾斜地の崩壊	214193	御座蘿	七宗町神渕七宗山	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243001	神渕1	七宗町神渕杉洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243002	神渕2	七宗町神渕上八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243003	神渕3	七宗町神渕下八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243004	神渕4	七宗町神渕中八日市	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243005	神渕5	七宗町神渕万場	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
急傾斜地の崩壊	KKAO243006	神渕6	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243007	神渕7	七宗町神渕奥田	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243008	神渕8	七宗町神渕間見	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243009	神渕9	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243010	神渕10	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243011	神渕11	七宗町神渕上大橋	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243012	神渕12	七宗町神渕小穴	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243013	上麻生1	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243014	上麻生2	七宗町上麻生室兼	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243015	上麻生3	七宗町上麻生追洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243016	上麻生4	七宗町上麻生追洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243017	上麻生5	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243018	上麻生6	七宗町上麻生勝	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243019	上麻生7	七宗町上麻生分郷	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243020	上麻生8	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243021	上麻生9	七宗町上麻生飯高	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243022	上麻生10	七宗町上麻生勝	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243023	川並1	七宗町川並樺原	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243024	川並2	七宗町川並野々古屋	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243025	神渕13	七宗町神渕万場	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243026	神渕14	七宗町神渕下中切	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243027	神渕15	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243028	神渕16	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243029	神渕17	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243030	神渕18	七宗町神渕寺洞	○	○
急傾斜地の崩壊	KKAO243031	神渕19	七宗町神渕寺洞	○	○
土石流	G43002H	洞戸谷	七宗町上麻生分郷	○	○
土石流	G43003H	柄ノ木谷	七宗町川並平	○	○
土石流	G43004H	尾崎洞谷	七宗町神渕杉洞口	○	○
土石流	G43005H	神仲谷	七宗町神渕万場	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
土石流	G43006H	古屋谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43007H	石山谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43008H	田ノ洞谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43009H	住洞谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43010H	池之口谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43011H	古摩谷	七宗町神渕下中切	○	
土石流	G43012H	高市場谷	七宗町神渕下中切	○	
土石流	G43013H	上中井畑谷	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43014H-1	彦四田谷上	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43014H-2	彦四田谷下	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43015H	水洞谷下	七宗町神渕寺洞	○	○
土石流	G43016H	丹ヶ洞谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43017H	芋畠谷	七宗町神渕下八日市	○	○
土石流	G43018H	寺ヶ洞谷	七宗町神渕大塚	○	○
土石流	G43019H	渡世花谷	七宗町神渕牛ヶ洞	○	○
土石流	G43020H	浅切洞谷	七宗町神渕牛ヶ洞	○	○
土石流	G43021H	森下谷	七宗町神渕上大橋	○	
土石流	G43022H	坂口谷	七宗町神渕小穴	○	
土石流	G43023H	三ツ洞谷	七宗町上麻生落合	○	○
土石流	G43024H	登り平谷	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	G43025H	田之上谷	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	G43026H	南平谷	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	G43028H	前平谷	七宗町上麻生室兼	○	○
土石流	G43029H	古ナギ谷	七宗町上麻生追洞	○	○
土石流	G43030H	木和谷	七宗町上麻生本郷	○	○
土石流	G43031H	樺前山切谷	七宗町川並樺原	○	
土石流	G43032H	猪の谷	七宗町川並野々古屋	○	○
土石流	G43033H	中ノ谷	七宗町川並野々古屋	○	○
土石流	G43301H	洞口谷	七宗町上麻生大崎	○	○
土石流	G43302H	神戸洞谷	七宗町神渕杉洞	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
土石流	G43303H	沓掛洞谷	七宗町神渕杉洞口	○	○
土石流	G43304H	戸谷	七宗町神渕杉洞口	○	○
土石流	G43305H	葉津洞谷	七宗町神渕万場	○	○
土石流	G43306H	井之下谷	七宗町神渕上中切	○	○
土石流	G43307H	島田谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43308H	荒野谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43309H	井之洞谷	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	G43310H	口釜洞	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43311H	中谷戸谷	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43312H	東畠谷	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43313H	中根谷	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G43314H	水洞谷上	七宗町神渕寺洞	○	○
土石流	G43315H	無行洞谷	七宗町神渕寺洞	○	○
土石流	G43316H	神田洞谷	七宗町神渕寺洞	○	
土石流	G43317H	奥洞谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43318H	前洞谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43319H	池畠谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43320H	野黒谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43321H	坂之下谷	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	G43322H	大松尾谷	七宗町神渕上八日市	○	○
土石流	G43323H	水口ヶ洞谷	七宗町神渕上八日市	○	○
土石流	G43324H	橋ヶ洞谷	七宗町神渕上八日市	○	○
土石流	G43325H	岩砂ヶ洞	七宗町神渕中八日市	○	○
土石流	G43326H	東洞	七宗町神渕中八日市	○	○
土石流	G43327H	田中谷	七宗町神渕中八日市	○	○
土石流	G43328H	樋之元谷	七宗町神渕下八日市	○	○
土石流	G43329H	後洞谷	七宗町神渕大塚	○	○
土石流	G43330H	スケガ谷	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	G43331H	草履ヶ洞谷	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	G43332H	高畑洞谷	七宗町上麻生葛屋	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
土石流	G43333H	野中見山谷	七宗町川並野々古屋	○	○
土石流	G43334H	大日上ミ谷	七宗町上麻生分郷	○	
土石流	G43335H	西ゲスリ谷	七宗町上麻生室兼	○	○
土石流	G43336H	彦四田下谷	七宗町神渕葉津	○	
土石流	G43337H	東田	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	G44025H	長者屋敷 1	七宗町川並野々古屋	○	
土石流	G44320H	長者屋敷 2	七宗町川並野々古屋	○	
土石流	GKA0243001	神渕1	七宗町神渕杉洞	○	○
土石流	GKA0243002	神渕2	七宗町神渕杉洞	○	○
土石流	GKA0243003	神渕3	七宗町神渕杉洞	○	
土石流	GKA0243004	神渕4	七宗町神渕杉洞口	○	
土石流	GKA0243005	神渕5	七宗町神渕杉洞口	○	○
土石流	GKA0243006	神渕6	七宗町神渕上八日市	○	○
土石流	GKA0243007	神渕7	七宗町神渕万場	○	
土石流	GKA0243008	神渕8	七宗町神渕万場	○	
土石流	GKA0243009	神渕9	七宗町神渕上中切	○	○
土石流	GKA0243010	神渕10	七宗町神渕万場	○	
土石流	GKA0243011	神渕11	七宗町神渕万場	○	○
土石流	GKA0243012	神渕12	七宗町神渕葉津	○	○
土石流	GKA0243013	神渕13	七宗町神渕中八日市	○	
土石流	GKA0243014	神渕14	七宗町神渕下八日市	○	
土石流	GKA0243015	神渕15	七宗町神渕下八日市	○	○
土石流	GKA0243016	神渕16	七宗町神渕下八日市	○	
土石流	GKA0243017	神渕17	七宗町神渕奥田	○	
土石流	GKA0243018	神渕18	七宗町神渕奥田	○	
土石流	GKA0243019	神渕19	七宗町神渕奥田	○	○
土石流	GKA0243020	神渕20	七宗町神渕大塚	○	○
土石流	GKA0243021	神渕21	七宗町神渕上大橋	○	○
土石流	GKA0243022	神渕22	七宗町神渕間見	○	○
土石流	GKA0243023	神渕23	七宗町神渕間見	○	○

自然災害の種別	箇所番号 (渓流番号)	箇所番号 (渓流名)	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
土石流	GKA0243024	神渕24	七宗町神渕間見	○	○
土石流	GKA0243025	神渕25	七宗町神渕上大橋	○	○
土石流	GKA0243026	神渕26	七宗町神渕間見	○	○
土石流	GKA0243027	上麻生1	七宗町上麻生葛屋	○	○
土石流	GKA0243028	上麻生2	七宗町上麻生室兼	○	○
土石流	GKA0243029	上麻生3	七宗町上麻生飯高	○	○
土石流	GKA0243030	上麻生4	七宗町上麻生勝	○	○
土石流	GKA0243031	上麻生5	七宗町上麻生分郷	○	○
土石流	GKA0243032	上麻生6	七宗町上麻生大柿	○	○
土石流	GKA0243033	中麻生1	七宗町上麻生中麻生上	○	○
土石流	GKA0243034	中麻生2	七宗町上麻生中麻生上	○	
土石流	GKA0243035	川並	七宗町川並野々古屋	○	
土石流	GKA0243036	神渕27	七宗町神渕万場	○	○
土石流	GKA0243037	神渕28	七宗町神渕万場	○	
土石流	GKA0243038	神渕29	七宗町神渕万場	○	○
土石流	GKA0243039	神渕30	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	GKA0243040	神渕31	七宗町神渕下中切	○	○
土石流	GKA0243041	神渕32	七宗町神渕寺洞	○	○
土石流	GKA0243042	神渕33	七宗町神渕杉洞	○	○
土石流	GKA0243043	平柄山谷1	七宗町川並平	○	○
土石流	GKA0243043	樅柄ヶ洞1	七宗町川並樅原	○	○
地滑り	4309602	勝	七宗町上麻生勝	○	

### 3 山地災害危険地区

#### (1) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区			面積 (ha)	位置			保全対象		
市 町 村	地 区	危 険 度		市 町 村	大 字	字	人 家	公 共 施 設	道 路
504	001	A	1.05	七宗町	森下夕	森下夕	8	0	国
504	004	C	0.23	七宗町	押尾	押尾	0	0	国
504	005	B	1.01	七宗町	唐沢	唐沢	0	0	国
504	006	B	3.82	七宗町	勝谷	勝谷	1	0	他
504	007	B	1.15	七宗町	日洞	日洞	33	0	県
504	008	A	0.78	七宗町	井ノ平	井ノ平	6	0	他
504	009	B	0.02	七宗町	田之平	田之平	14	0	他
504	010	A	1.89	七宗町	草履洞	草履洞	32	0	林
504	011	B	0.44	七宗町	古ナギ	古ナギ	4	0	県
504	012	A	1.20	七宗町	石山	石山	30	0	他
504	013	A	0.17	七宗町	東畠	東畠	11	0	他
504	014	B	0.44	七宗町	森下	森下	19	0	県
504	015	A	0.86	七宗町	長次ヶ洞	長次ヶ洞	14	0	県
504	016	A	2.56	七宗町	中谷	中谷	35	0	他
504	018	C	0.59	七宗町	城ヶ洞	城ヶ洞	5	0	国
504	019	C	0.21	七宗町	足谷洞	足谷洞	0	0	国
504	020	B	0.32	七宗町	浅切洞	浅切洞	32	0	県
504	022	B	0.12	七宗町	登平	登平	22	0	他
504	023	B	0.37	七宗町	沓掛洞	沓掛洞	12	0	県
504	024	C	0.15	七宗町	大日上	大日上	4	0	国
504	025	C	0.01	七宗町	樅天神松	樅天神松	6	0	県
504	026	B	0.20	七宗町	上牧戸	上牧戸	41	0	他
504	027	C	0.05	七宗町	高市場	高市場	8	0	他
504	028	B	0.03	七宗町	瀬戸 牛ヶ平	瀬戸 牛ヶ平	52	0	県
504	029	B	0.06	七宗町	宮洞	宮洞	14	0	他
504	031	B	0.16	七宗町	下段	下段	10	0	県
504	502	B	1.47	七宗町	川並	上山川平	0	0	国
504	503	B	0.43	七宗町	神淵	尾崎洞 追山 小高洞 四反田	6	0	市
504	504	B	0.22	七宗町	神淵	神仲 万場洞 宮下 北野	5	0	市
504	511	A	1.59	七宗町	神淵	奥田嶽 丹ヶ洞奥 丹ヶ洞口 宮下	6	0	他
504	515	C	6.78	七宗町	上麻生 神淵 中麻生 下麻生	木和谷 外山木作 石渡知 岩戸 馬酔木ヶ洞 梯子立 木和谷洞 鳥ヶ谷 足谷 横保木 大洞 古ナギ 錄呂滝 下夕屋敷 桜野向 浦山 落合向 井之平	0	0	他
504	516	A	1.11	七宗町	川並	根道 中ヶ谷奥 野猪谷 雄ノ根 野前難 野地蔵堂 花折付 花喜内戸 横左古毛追分	1	1	市
504	517	C	0.07	七宗町	上麻生	洞口 桜野平 柿ケソレ	4	0	他
504	526	C	0.39	七宗町	神淵	中井野 東畠	1	0	市
504	528	C	1.03	七宗町	神淵	水洞 倉吹 田之洞 石山上野々	6	0	市
504	529	C	2.49	七宗町	神淵	無行洞 無行 梅村 仲山	1	0	市
504	530	B	1.71	七宗町	神淵	神田洞 神田 小穴谷 今井洞	29	0	県
504	535	C	0.35	七宗町	神淵	野黒 茶ヶ洞 炭焼戸	1	0	県
504	536	C	0.39	七宗町	神淵	大松尾 柄木ヶ洞 田之洞	1	0	市
504	538	C	0.20	七宗町	神淵	橋ヶ洞 大明神前 日洞 観音前	4	0	市
504	544	C	0.15	七宗町	上麻生	高畑洞 清水 葛屋大平 清水洞	3	0	市
504	545	B	0.87	七宗町	川並	野畑の隣 野中見山 野岩腰東 野六ノ鼻	8	0	市
505	501	A	0.22	七宗町	川並	上中畠	28	0	国
504	546	C	0.15	七宗町	神淵	中島	5	0	県

(2) 山腹崩壊危険地区

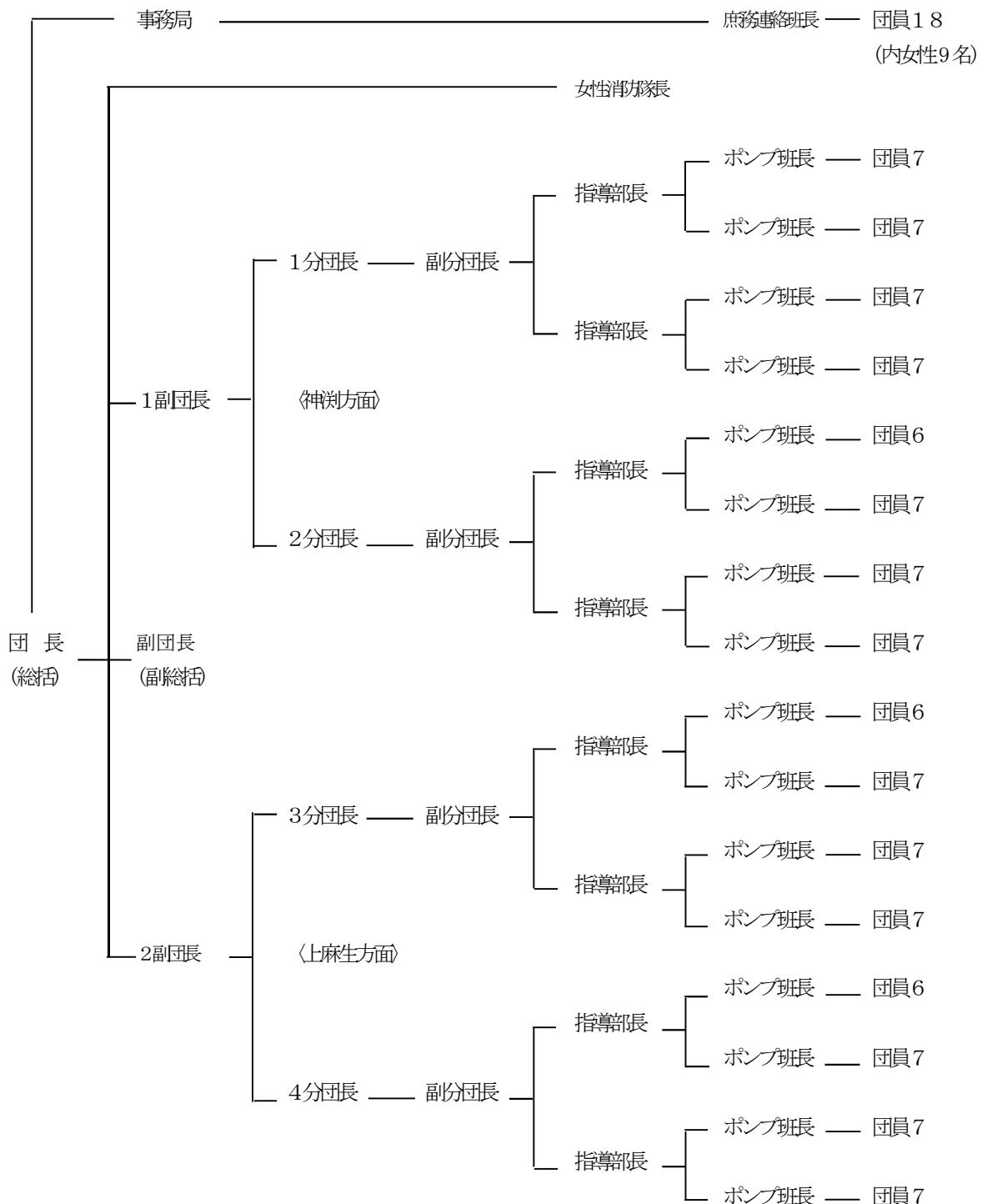
危険地区 番号		危 険 度	面積 (ha)	位置			保全対象		
市 町 村	地 区			市町村	大字	字	人 家	公 共 施 設	道 路
504	001	B	1	七宗町	神渕	戸谷	10	0	県
504	003	A	2	七宗町	神渕	野黒	18	0	県
504	004	B	8	七宗町	上麻生	拍野向	4	0	県
504	005	A	9	七宗町	神渕	半之田	59	0	他
504	006	A	10	七宗町	上麻生	下夕切	9	0	他
504	007	A	8	七宗町	上麻生	洞口	29	0	他
504	008	A	4	七宗町	上麻生	大平	21	0	他
504	009	A	4	七宗町	上麻生	西畑・妙段洞	20	0	国
504	010	A	6	七宗町	上麻生	向平、前平	71	0	国
504	012	A	8	七宗町	上麻生	洞戸	69	0	国
504	013	A	5	七宗町	上麻生	前平	34	0	他
504	014	A	1	七宗町	上麻生	貝洞	21	0	他
504	015	A	4	七宗町	上麻生	平	30	0	他
504	016	B	2	七宗町	神渕	溝口	10	0	他
504	017	C	1	七宗町	神渕	神田	9	0	他
504	018	B	6	七宗町	神渕	村前	12	0	他
504	019	A	3	七宗町	上麻生	東加陽	12	0	他
504	020	A	4	七宗町	上麻生	丸山向	57	0	
504	021	A	7	七宗町	上麻生	戸刈平	56	0	県
504	022	B	2	七宗町	神渕	久田久	7	0	他
504	023	B	2	七宗町	神渕	松山腰	48	0	県
504	024	A	1	七宗町	川並	野岩下夕	14	0	他
504	025	B	3	七宗町	上麻生	橋谷	0	0	林
504	026	A	15	七宗町	川並	柄ヶ洞	51	0	国
504	027	A	15	七宗町	上麻生	浦山	50	3	県
504	029	A	7	七宗町	神渕	長持岩	6	0	他
504	502	A	3	七宗町	上麻生	御山腰	122	4	県
504	503	A	2	七宗町	上麻生	木キ	14	0	他
504	504	A	4	七宗町	神渕	沓掛	7	0	県
504	505	A	5	七宗町	神渕	野掛	5	0	林
504	506	B	4	七宗町	神渕	久茂瀬	9	0	他
504	507	A	4	七宗町	神渕	久茂瀬2	12	0	他

#### 4 消防相互応援協定締結市町村

市町村名	協定締結年月日	応援内容	備 考
美濃加茂市	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
可児市	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
坂祝町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
富加町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
川辺町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
八百津町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
白川町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
東白川村	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	
御嵩町	平成 11 年 4 月 30 日	大水火災及び天災	

## 5 消防団の組織体制等

### ( 1 ) 消防団組織図



注)・団長・副団長・分団長・副分団長・指導部長・ポンプ班長・庶務班長は各1名、団員は記載された数字が人数

- ・ 1副団長、1分団長、2分団長配下が神渕方面
  - ・ 2副団長、3分団長、4分団長配下が上麻生方面

## (2) 消防団の組織

(単位：人)

	団長	副団長	分団長	副分団長	指導部長	ポンプ班長	団員	計
本 部	1	2			1	1	21	26
第1分団			1	1	2	4	25	33
第2分団			1	1	2	4	27	35
第3分団			1	1	2	4	26	34
第4分団			1	1	2	4	28	36
計	1	2	4	4	9	17	127	164

## (3) 消防機械等の保有状況

(単位：カ所、台)

	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
詰 所（無線室）	1	1	1	1
器具置き場（車庫含む）	1	1	1	1
普通消防ポンプ自動車	0	1	1	0
小型動力ポンプ	4	3	3	4
小型動力ポンプ積載車	4	3	4	3
中型発電機・投光器	1	1	1	1

## 6 危険物取扱施設・保管場所

施設、倍数	設置者	保管場所	類品名	数量
屋内貯蔵所 倍数 5.000	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 1080	4 第1石油類非水溶性 4 第2石油類非水溶性	900 500
屋内貯蔵所 倍数 9.880	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 1080	4 第1石油類非水溶性 4 第1石油類 4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	1800 240 180 200
屋内貯蔵所 倍数 19.150	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 1080	4 第1石油類非水溶性 4 第1石油類 4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	3200 700 1200 400
屋内貯蔵所 倍数 4.996	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 910	4 第1石油類非水溶性 4 第1石油類 4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	850 100 480 32
屋内貯蔵所 倍数 9.980	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 910	4 第1石油類非水溶性 4 第1石油類 4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	1810 160 450 160
屋内貯蔵所 倍数 9.850	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 910	4 第1石油類非水溶性 4 第1石油類 4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	1810 100 500 100
屋内貯蔵所 倍数 3.000	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 910	4 第1石油類非水溶性 4 第2石油類	400 400
屋内貯蔵所 倍数 8.500	セブン工業株式会社 美濃加茂市牧野 1006 0574-28-7800	七宗町中麻生 1080	4 第1石油類非水溶性	1700
一般取扱所 倍数 35.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第2石油類非水溶性 4 第3石油類非水溶性	20000 30000
屋外タンク貯蔵所 倍数 14.400	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第3石油類非水溶性	28800
屋外タンク貯蔵所 倍数 30.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第2石油類非水溶性	30000
屋外タンク貯蔵所 倍数 14.400	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第3石油類非水溶性	28800
屋外タンク貯蔵所 倍数 28.800	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第2石油類非水溶性	28800
屋外タンク貯蔵所 倍数 32.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4 第2石油類非水溶性	32000

施設、倍数	設置者	保管場所	類品名	数量
地下タンク貯蔵所 倍数 100.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4第2石油類非水溶性	100000
給油取扱所 倍数 177.683	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1234-1	4第1石油類非水溶性 4第2石油類非水溶性 4第3石油類非水溶性 4第4石油類	29400 28800 3300 1400
地下タンク貯蔵所 倍数 100.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1245	4第2石油類非水溶性	100000
移動タンク貯蔵所 倍数 3.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1234-1	4第2石油類非水溶性	3000
移動タンク貯蔵所 倍数 4.000	丸喜石油株式会社 美濃市極楽寺 331-1 0575-33-4132	七宗町中麻生 1234-1	4第2石油類非水溶性	4000
給油取扱所 倍数 86.900	亀山石油店 七宗町神渕 4722-1 0574-46-1027	七宗町神渕 4722-1	4第1石油類非水溶性 4第2石油類非水溶性 4第3石油類非水溶性	14090 15500 1900
移動タンク貯蔵所 倍数 1.900	亀山石油店 七宗町神渕 4722-1 0574-46-1027	七宗町神渕 1923番地	4第2石油類非水溶性	1900
一般取扱所 倍数 1.500	七宗町立上麻生中学校 七宗町川並 468-1 0574-48-1065	七宗町川並字 樫大切 468-1	4第2石油類非水溶性	1500
一般取扱所 倍数 1.500	七宗町立神渕中学校 七宗町神渕 9958 0574-46-1033	七宗町神渕 9958	4第2石油類非水溶性	1500
給油取扱書 倍数 53.445	福井石油店 七宗町神渕 4777 0574-46-1022	七宗町神渕 4777	4第1石油類非水溶性 4第2石油類非水溶性 4第3石油類非水溶性	9099 7000 1900
一般取扱書 倍数 4.500	福井石油店 七宗町神渕 4777 0574-46-1022	七宗町神渕 4795-1	4第2石油類非水溶性	4500
屋外タンク貯蔵所 倍数 10.000	福井石油店 七宗町神渕 4777 0574-46-1022	七宗町神渕 4795-1	4第2石油類非水溶性	10000
移動タンク貯蔵所 倍数 1.900	福井石油店 七宗町神渕 4777 0574-46-1022	七宗町神渕 4777	4第2石油類非水溶性	1900
屋内貯蔵所 倍数 8.4997	株式会社 愛工舎 七宗町川並 489番地の1 0574-48-2125	七宗町川並 489番地の1	4第1石油類非水溶性 アルコール 4第2石油類非水溶性 4第2石油類 4第3石油類非水溶性 4第4石油類非水溶性	200 34 800 1000 1796 1300

## 7-1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）

番号	名 称	所在 地	電話番号	F A X 番号	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
1	上麻生小学校	上麻生 2356-1	48-1024	48-2391	2, 428	200
	体育館				997	500
	運動場				6, 361	
2	七宗中学校	川並 468-1	48-1065	48-2392	2, 681	200
	体育館				1, 147	500
	運動場				9, 486	
3	木の国七宗コミュニティーセンター	上麻生 2125-1	48-1046	48-1140	1, 509	500
4	神渕コミュニティーセンター	神渕 4525-4	46-1124	46-2035	2, 573	500
	駐車場				2, 500	
5	七宗第一保育園	上麻生 2489-4	48-1069	48-2128	634	200
	園庭				1, 679	
6	旧神渕中学校	神渕 9858	46-1033	46-1682	2, 997	400
7	旧神渕中学校体育館	神渕 9858	46-1033	46-1682	1, 161	400
8	サンホーム七宗	神渕 10327-1	46-1294	46-0007	1, 368	200
	駐車場				2, 097	
9	日本最古の石博物館	中麻生1160	48-2600	48-2601	530	400
	駐車場				9, 407	
10	道の駅ロック・ガーデンひちそう	中麻生 1176-3	48-2291		316	70
合 計						4, 070

## 7-2 指定緊急避難場所(大規模火災)

番号	名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
1	上麻生小学校	上麻生 2356-1	48-1024	48-2391	2, 428	200
	体育館				997	500
	運動場				6, 361	
2	七宗中学校	川並 468-1	48-1065	48-2392	2, 681	200
	体育館				1, 147	500
	運動場				9, 486	
3	七宗町民運動場	上麻生 3566-1			10, 018	
4	木の国七宗コミュニティーセンター	上麻生 2125-1	48-1046	48-1140	1, 509	500
5	神渕コミュニティーセンター	神渕 4525-4	46-1124	46-2035	2, 573	500
	駐車場				2, 500	
6	七宗第一保育園	上麻生 2489-4	48-1032	46-1032	734	200
	園庭				7, 539	
7	七宗第二保育園	神渕 4552-2	46-1682	48-2128	634	200
	園庭				1, 679	
8	旧神渕中学校	神渕 9858	46-1033	46-1682	2, 997	400
9	神渕小学校	神渕 9871	46-1210	46-1681	2, 624	300
	神渕小中学校運動場				4, 692	
	旧神渕中学校体育館				1, 161	400
10	サンホーム七宗	神渕 10327-1	46-1294	46-0007	1, 368	200
	駐車場				2, 097	
11	日本最古の石博物館	中麻生1160	48-2600	48-2601	530	400
	駐車場				9, 407	
12	道の駅ロック・ガーデンひちそう	中麻生 1176-3	48-2291		316	70
合 計						4, 570

## 8 指定避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
1	上麻生小学校	上麻生 2356-1	48-1024	48-2391	2, 428	200
	体育館				997	500
	運動場				6, 361	
2	七宗中学校	川並 468-1	48-1065	48-2392	2, 681	200
	体育館				1, 147	500
	運動場				9, 486	
3	木の国七宗コミュニティーセンター	上麻生 2125-1	48-1046	48-1140	1, 509	500
4	神渕コミュニティーセンター	神渕 4525-4	46-1124	46-2035	2, 573	500
	駐車場				2, 500	
5	七宗第一保育園	上麻生 2489-4	48-1069	48-2128	634	200
	園庭				1, 679	
6	旧神渕中学校	神渕 9858	46-1033	46-1682	2, 997	400
7	神渕小学校	神渕 9871	46-1210	46-1681	2, 624	300
	神渕小中学校運動場				4, 692	
	旧神渕中学校体育館				1, 161	400
8	サンホーム七宗	神渕 10327-1	46-1294	46-0007	1, 368	200
	駐車場				2, 097	
9	日本最古の石博物館	中麻生1160	48-2600	48-2601	530	400
	駐車場				9, 407	
10	道の駅ロック・ガーデンひちそう	中麻生 1176-3	48-2291		316	70
合 計						4, 370

## 9 福祉避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	対象者
1	サンホーム七宗	神渕 10327-1	46-1294	46-0007	116	35	要配慮者
2	さわやかデイサービスセンター七宗	川並 611	47-1070	48-2566	519	70	要配慮者
合 計						105	

## 10 要配慮者利用施設

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	土砂災害警戒区域
高齢者施設	介護老人保健施設 穂	七宗町神渕 10287	0574-46-0139	○
	さわやかグループホーム七宗	七宗町川並 630-1	0574-47-1071	
	サンホーム七宗 ディサービスセンター	七宗町神渕 10327-1	0574-46-1999	○
	さわやかディサービスセンタ ー七宗	七宗町川並 611	0574-47-1070	
	地域福祉センターサンホーム 七宗	七宗町神渕 10327-1	0574-46-1294	○
障がい児・者 施設	親子教室	七宗町上麻生 2152-1	0574-48-1881	
乳幼児施設	七宗第一保育園	七宗町上麻生 2489-4	0574-46-1069	
	七宗第二保育園	七宗町神渕 4552- 2	0574-46-1032	○
学校	神渕小学校	七宗町神渕 9871	0574-46-1210	○
	上麻生小学校	七宗町上麻生 2356-1	0574-48-1024	
	旧神渕中学校	七宗町神渕 9858	0574-46-1033	○
	七宗中学校	七宗町川並 468-1	0574-48-1065	○
その他	小島内科	七宗町上麻生 2441-1	0574-48-1010	○
	大矢クリニック	七宗町上麻生 2170	0574-47-0008	
	カブチ山田クリニック	七宗町神渕 10290-1	0574-46-0035	
	福井歯科医院	七宗町上麻生 2508-2	0574-48-1029	

## 11 防災ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	地積	電話	座標
七宗町町民運動場	七宗町上麻生 3566	140×80	48-1111	E137° 06' 47" N 35° 33' 03"
七宗中学校運動場	七宗町川並 468-1	70×70	48-1111	E137° 07' 06" N 35° 31' 54"
上麻生小学校運動場	七宗町上麻生 2361	120×70	48-1111	E137° 07' 29" N 35° 32' 15"
神渕小中学校運動場	七宗町神渕 9871	140×60	48-1111	E137° 05' 24" N 35° 34' 36"
神渕コミュニティーセンター駐車場	七宗町神渕 4525-4	50×60	48-1111	E137° 05' 42" N 35° 34' 25"
平緊急離着陸場	七宗町川並 2195-1	35×38	48-1111	E137° 09' 36" N 35° 32' 36"

## 12 腕章等

### (1) 腕 章

災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、右の腕章を着用するものとする。

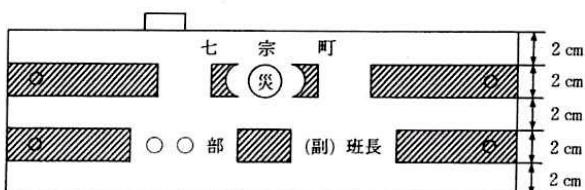
ア 本部長、副本部長腕章



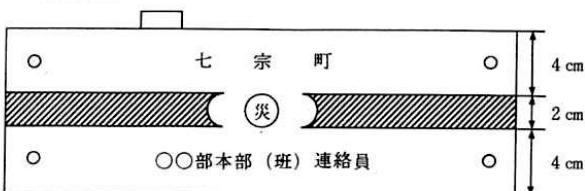
イ 部長、副部長腕章



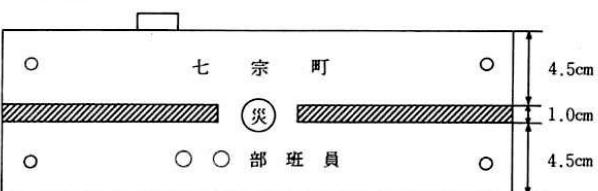
ウ 班長、副班長腕章



エ 連絡員腕章



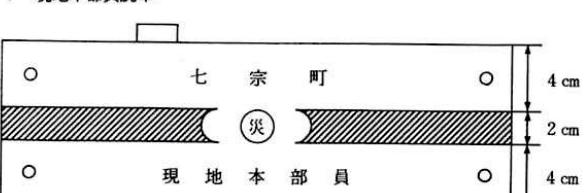
オ 班員腕章



カ 現地本部長腕章



キ 現地本部員腕章



(注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、巾10cmとする。

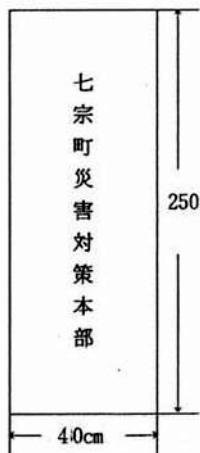
2 地は白色、字は黒色とし、線は町本部では赤色、現地本部ではオレンジ色とする。

3 ホック止めとする。

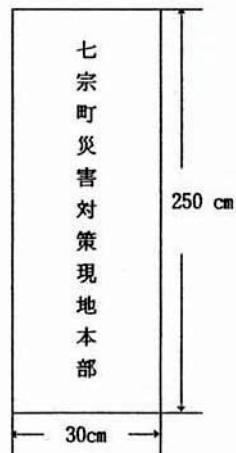
## (2) 標 示

町本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に次の標示を行う。

ア 町本部

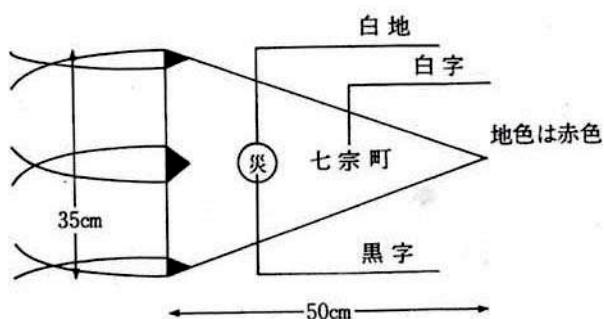


イ 現地本部



## (3) 標 旗

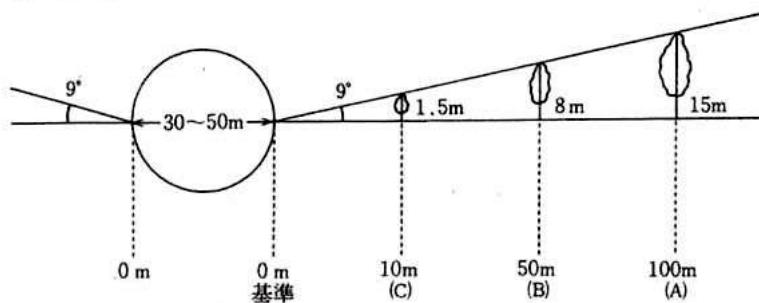
災害応急対策に使用する自動車には、次の標記を付するものとする。



## 13 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

- (1) 派遣要請は、様式1号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (2) 派遣要請は、事実を確認し他に方法がないときのみ行うこと。
- (3) 発着場選定基準は、地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 発着場選定基準は、四隅にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

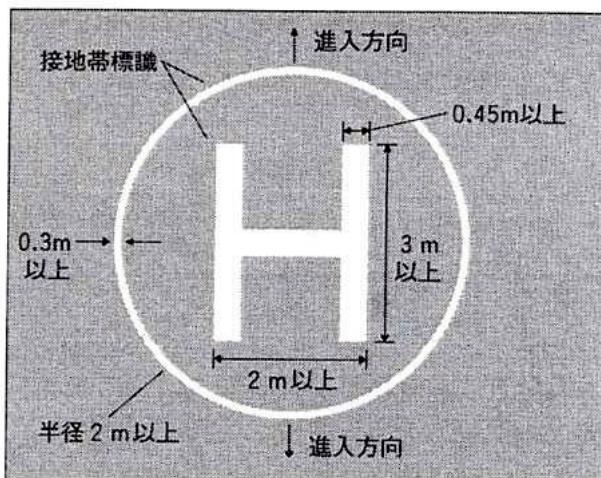
発 着 場



- (5) 離着陸場の標示は、次のとおりである。

ア 風向きに対して、石灰等でⒶを書くこと。

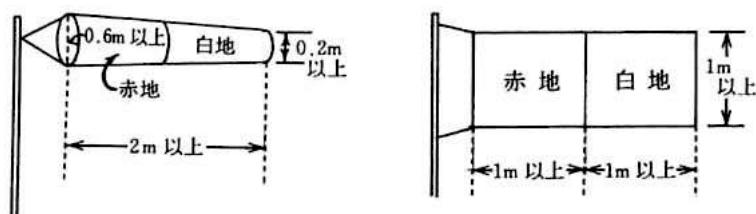
標 示 図



イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



## 14 町内の機関と連絡担当班

部 名	班 名	機 関 等 名 称	電話番号
総務部	行政防災安全班 財政管財班	町営バス事務所	48-1694
		七宗郵便局	48-1001
		神渕郵便局	46-1001
		NTT中濃営業支店	26-9961
		上麻生駐在所	48-1023
		神渕駐在所	46-1002
		可茂消防事務組合七宗出張所	46-1150
ふるさと振興部	振興班	七宗町商工会	48-2080
		道の駅ロック・ガーデンひちそう	48-2291
		七宗町ロックタウンプラザ	48-2511
		日本最古の石博物館	48-2600
健康福祉部	福祉班	サンホーム七宗	46-1294
	介護班	各医院	
ふるさと振興部	農務班 林務班	めぐみの農協ひすい支店	53-2641 48-2011
		めぐみの農協神渕支店	46-1211
		七宗町開発センター	48-1007
		可茂林業センター	46-1008
		森林管理署七宗事務所	48-1027
建設部	建設班	各建築業者	
水道環境部	水道班	各水道工事業者	
	下水環境班	各下水道業者、浄化槽業者	
		可茂衛生施設利用組合	65-4111
教育部	学校教育班 学校給食班	上麻生小学校	48-1024
		七宗中学校	48-1065
		神渕小学校	46-1210
		旧神渕中学校	46-1033
		七宗町給食センター	46-1888
	生涯学習班	木の国七宗コミュニティーセンター	48-1046
	子育て支援班	第一保育園	48-1069
		第二保育園	46-1032
神渕連絡部		神渕コミュニティーセンター	46-1124

- (注) 1 掲載の各機関については、必要に応じて連絡するものとする。  
 2 掲載されていない機関についても、必要に応じてそれぞれの班が連絡するものとする。

## 15 岐阜県災害救助法施行細則

昭和 35 年 8 月 1 日  
規則第 67 号

### (総則)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年總理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (災害状況報告等)

第 2 条 災害に際し、市町村における災害が、令第 1 条第 1 項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第 1 号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第 2 号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

### (救助の程度、方法及び期間)

第 3 条 令第 3 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。  
2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、内閣總理大臣の同意を得て変更することができる。

### (物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第 4 条 規則第 1 条第 1 項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第 3 号様式
  - (2) 公用変更令書 別記第 4 号様式
  - (3) 公用取消令書 別記第 5 号様式
- 2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第 6 号様式）に登録しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

### (受領調書)

第 5 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書の様式は、別記第 7 号様式のとおりとする。  
2 規則第 2 条第 3 項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

### (損失補償)

第 6 条 規則第 3 条の損失補償請求書の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。  
2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

### (従事命令の場合の令書)

第 7 条 規則第 4 条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式

は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第 9 号様式
  - (2) 公用取消令書 別記第 10 号様式
- 2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第 11 号様式）に登録しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

#### （救助に従事できない場合の届出）

第 8 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

#### （実費弁償の基準）

第 9 条 令第 5 条の実費弁償に関する必要な事項は、別表第 2 のとおりとする。

#### （実費弁償費の請求書等）

第 10 条 規則第 5 条に規定する実費弁償請求書及び法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項規定する証票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第 12 号様式
- (2) 証票 別記第 13 号様式

#### （扶助金支給申請書）

第 11 条 規則第 6 条の扶助金支給申請書の様式は、別記第 14 号様式のとおりとする。

- 2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
  - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書
- 3 法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第 12 条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第 6 条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とす。

#### （市町村の実施する救助事務）

第 12 条 法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第 17 条第 1 項の規定による通知は、別記第 15 号様式によるものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

#### （繰替支弁）

第 13 条 法第 29 条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第 16 号様式）に災害救助算出内訳書（別記第 17 号様式）を添えて知事に請求するものとする。

## 附 則 [略]

### 別表第1（第3条関係）

救助の程度、方法及び期間

#### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

##### (1) 避難所の供与

ア 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営、その他適切な方法により避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

##### ① 基本額

避難所設置費 1人1日につき320円以内

##### ② 加算額

冬季（10月から3月まで）については別に定める額を加算する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### (2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7m<sup>2</sup>を基準とし、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 高齢者等であって、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

カ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期間（2年）とする。

#### 2 炊出その他による食品の給与及び飲料水の供給

##### (1) 炊出による食品の給与

ア 炊出その他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊出その他による食品の給与は、罹災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

ウ 炊出その他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料

費等とし、1人1日につき1,140円以内とする。

エ 炊出その他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から 9月まで）	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	53,200円に5人を超える1人増すごとに7,800円を加算した額
冬季（10月から 3月まで）	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	81,200円に5人を超える1人増すごとに11,200円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から 9月まで）	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	18,700円に5人を超える1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季（10月から 3月まで）	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	27,100円に5人を超える1人増すごとに3,500円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

#### 4 医療及び助産の給付

##### (1) 医療の給付

- ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。
- イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、灸又はきゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、灸及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。
- ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

###### ① 診察

- a 薬剤又は治療材料の給与
- b 処置、手術その他の治療及び施術
- c 病院又は診療所への収容

###### ② 看護

- エ 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

##### (2) 助産の給付

- ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

- イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

###### ① 分べんの介助

- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

- ウ 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から 7 日以内とする。

#### 5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

#### 6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1 世帯当たり 584,000 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。

- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完成する。

## 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つた世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
  - ア 生業費 1件につき 30,000 円
  - イ 就職支度費 1件につき 15,000 円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
  - ア 貸与期間 2年以内
  - イ 利子 無し

## 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
  - ア 教科書
  - イ 文房具
  - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
  - ア 教科書
    - ① 小学校の児童及び中学校の生徒  
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
    - ② 高等学校等の生徒  
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - イ 文房具及び通学用品
    - 小学校児童 1 人につき 4,400 円以内
    - 中学校生徒 1 人につき 4,700 円以内
    - 高等学校等生徒 1 人につき 5,100 円以内
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

## 9 埋葬

- (1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
  - ア 棺（付属品を含む。）
  - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき 12歳以上の者は 211,300 円以内とし、12歳未満の者は 168,900 円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の搜索及び処理

### (1) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

### (2) 死体の処理

ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

② 死体の一時保存

③ 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等

　　一体につき 3,400 円以内

② 死体の一時保存

　　a 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては 1 体につき 5,300 円以内

　　b 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(ウ) 救護班以外の者の検案

　　当該地域の慣行料金の額以内

オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

## 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行った障害物の除去に要した費用の 1 世帯当たりの平均額が 135,400 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

## 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

- (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

**別表第2（第9条関係）**

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17第1項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第十四条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第4条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

## 16 救助別報告事項

報告事項		報告様式（県計画による）				その 都度 報告	日報	期間指定 報告
		項	節	様式 No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の 1	住家等一般被害状 況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難設置場所	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策 報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居 該当世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
炊出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	—	4	救助日報		○	
被服寝具生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害 状況			○2日以内
	支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	—	4	救助日報		○	
罹災者救出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報 告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急修理該当 世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
被災教科書報告		8	8	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品支給	学用品支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—	○		
埋葬救助状況報告		8	—	4	救助日報		○	
死体搜索状況報告		8	—	4	救助日報		○	
死体処理状況報告		8	—	4	救助日報		○	

報告事項		報告様式				その 都度 報告	日 報	期間指定 報告
		項	節	様式 No.	様式名称			
障害物除去	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害 対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当 世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告	—	—	—	—	○		
輸送、人夫雇用状況報告		8	—	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—	(程度、 方法) ○		(期間特 例) 各救助実 施期間中

(注) 1. 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

2. 項、節、様式は、県計画を示す。

## 17 応急仮設住宅建設可能用地

番号	名 称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
1	七宗中学校運動場	川並 468-1	9,486	
2	上麻生小学校運動場	上麻生 2356-1	6,361	
3	神渕小学校運動場 旧神渕中学校運動場	神渕 9871	4,692	
4	七宗第一保育園 園庭	上麻生 2489-4	1,679	
5	七宗第二保育園 園庭	神渕 4552-2	7,539	

## 18 地域内輸送拠点

施 設 名	所 在 地	地 積	電 話	施設管理団体名
道の駅ロック・ガーデンひちそう	七宗町中麻生 1176-3	339 m <sup>2</sup>	48-2291	七宗町

## 19 特設公衆電話設置場所

番号	避難所名	住所	担当係	電話番号 (連絡番号)	FAX	モジエラージャック 設置場所	希望 回線数
1	神渕コミュニティーセンター	神渕 4525-4	神渕連絡部	0574-48-1111	0574-48-2239	事務室	3
2	木の七宗コミュニティーセンター	上麻生 2125-1	教育部	0574-48-1111	0574-48-2239	事務室	3
3	神渕小学校	神渕 9871	教育部	0574-48-1111	0574-48-2239	職員室	1
4	旧神渕中学校	神渕 9858	教育部	0574-48-1111	0574-48-2239	職員室	1
5	上麻生小学校	上麻生 2356-1	教育部	0574-48-1111	0574-48-2239	職員室	1
6	七宗中学校	川並 468-1	教育部	0574-48-1111	0574-48-2239	職員室	1
7	サンホーム 七宗	神渕 10327-1	ふるさと 振興部	0574-48-1111	0574-48-2239	事務室	3
8	道の駅ロッカ・ガーデン ひちそう	中麻生 1176-3	ふるさと 振興部	0574-48-1111	0574-48-2239	駅長室	1
9	日本最古の石 博物館	中麻生 1160	ふるさと 振興部	0574-48-1111	0574-48-2239	事務室	1

# 〈消防防災段階別活動編〉

## [目 次]

1	林野火災活動	41
2	建物火災活動	44
3-1	集中豪雨、異常気象災害活動	47
3-2	台風災害活動	49
4	地震災害活動	53
5	航空機事故災害活動	57
6	列車事故災害活動	59
7	大交通事故災害活動	61
8	化学物質流出事故災害活動	63

■本消防防災段階別活動編は、集中豪雨、大規模火災、地震、航空機墜落、列車脱線、自動車（バス、危険物積載車等）の転落・横転、化学物質流出等、いつ発生するか予測できない災害に対処するため、各種災害の段階別に、活動体制、人員配置、必要準備品及び具体的な活動計画を整理したものである。

## 1 林野火災活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	本 部 役 員 団 員 (方面隊)	各消防センター	可搬ポンプ一式、軽可搬ポンプ一式、ジェットシャーダー、鉈、鋸、鳶口、チェーンソー、スコップ、鋤籠、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴等）
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	本 部 役 員	現 場 指 握 本 部	その他の必要物品は現場指揮本部
	全 団 員	各消防センター	仮設水槽、投光器、発電機
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 全 团 員 応援要請人員	現 場 指 握 本 部	その他の必要物品は現場指揮本部
		各消防センター	ロープ、携帯無線機

注) レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	総務課職員 (担当職員)	本庁舎及び支所内	森林基本図、管内図、色鉛筆、マジック、定規、出動状況調書
	庶務団員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	現場指揮本部旗、スコップ、チェーンソー、鋸、鉈、ロープ、テーブル、椅子、給水袋、バリケード
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	総務課職員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリン携行缶
	庶務団員	町民運動場	仮設水槽（男子更衣室）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	総務課職員 全 職 員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	毛布、寝袋、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ） 懐中電気、リヤカー、ロープ
	庶務団員 応援要請人員	本庁舎及び支所内	町管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

(2) 段階別活動計画 [林野火災]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	林野火災は、建物火災とは異なり、交通、水利の便が悪く、また、発見通報が遅れがちで気象条件により火災が急速に延焼拡大するおそれが大きく、それに伴い消防活動範囲も広くなるため、少しでも被害の軽減を図るものとする。	林野火災は多種多様であるためその都度防御活動に変動があるが、原則として次に掲げる防御体制をとる。	林野火災は多種多様でありその都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は多種多様であり気象条件等その都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は、気象条件により火災が急速に延焼拡大する恐れがあるので、少しでも被害の軽減を図ることを目的として次に掲げる体制をとる。
第1段階 (レベル1)	山林、原野火災は発生時、火災現場が神渕方面の場合は第1分団及び第2分団、上麻生方面の場合は第3分団及び第4分団が出動し、現着したら、団長、副団長は現場の状況判断を直ちに行い、直ちに現場本部を設置しジェットシャーテー部隊を結成し火災の鎮圧にあたるよう指示する。  現場の状況判断ができた段階で、幹部役員は防災対策係職員と共に最悪の事態（被害想定、延焼想定）を予測した図面を作製し人員配置、消火作戦を考える。	山林、原野火災は発生時、火災現場が神渕方面の場合は第1分団及び第2分団、上麻生方面の場合は第3分団及び第4分団が出動し、現着したら現場指揮本部、副団長に人員報告をし、指示を仰ぐ。  現場指揮は分団長及び副分団長があたり、現着後は直ちに状況を報告する。 <地表火災> ①有効水利が有る場合 出動部隊全てを水利部署とし単一車隊形による包囲もしくは挾撃注水を主戦力とし、火勢制御に従事する。	庶務団員は山林、原野火災発生に伴い2人以上で出動し、可茂消防（事務組合）タンク車に給水する。  給水後は係員2名を残し、2班に分かれ、1班は現場指揮本部の準備、机、現場本部旗、椅子、ハンドマイクを副団長の指示を受け設置する。  2班は、防災備蓄倉庫から、チェンソー、鋸、鉈、スコップ、ロープ等現場指揮本部に搬入する。  協議決定事項を総務課長より伝達を受けた防災対策係職員は速やかに準備し体制を整える	町長、参事、総務課長、防災対策係職員で対処するものとし、状況に応じその都度、三役の協議により決定する。  総務課長は決定事項を消防団長に伝達するよう防災対策係職員に指示する。	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、気象条件、水利状況等により速やかに消火作業ができるにくく、延焼拡大の危険性があることから、自分達の地域は自分達で守るという姿勢の基、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ従事するものとする。
第2段階 (レベル2)	現場の状況、風向き、時間等考慮し、団長が延焼拡大の危険があると判断したときは、現在現場にいる方面隊以外の方面隊を出動させたのち、現場にいる部隊を本部に集合させ、状況報告をさせた後、出動させた部隊を現場に向かわせ、現場に従事していた部隊を休憩させる。  火災現場にいた本部役員は現場本部へ火災状況を詳細に報告し、報告を受けた現場本部は、図面にプロットし気象状況等勘案のうえ、現場に向かう隊に指示を出す。	②有効水利が無い場合 水槽付車両を出来る限り延焼拡大直近に配備し、簡易散水機（ジェットシャーテー）による消火を主戦力とし火叩き、土かけ消火を併用する。 <樹幹火災> ①有効水利が有る場合 中継隊形をとり出動部隊は注水を主力とし消火活動を行い、状況に応じ防火線を構築する。 ②有効水利が無い場合 林野の地形、風向き、風速等考慮し場に適した方法で防火線を構築する。	<必要資機材の供給>  長時間の消火活動となった場合、出動部隊の水分補給、食料、その他必要資機材、ポンプ及びチェンソーの燃料を調達する。	同 上	同 上
第3段階 (レベル3)	異常気象等により、火災が延焼拡大していると判断した場合は、全団員で火災の鎮圧にあたるため、待機分団に対し出動要請をする。  ジェットシャーテー部隊、伐採部隊を現場に配備し火災の鎮圧に従事させると共に、岐阜県防災ヘリコプターを要請した場合、現場指揮者は要請した旨を本部役員に伝達し、同時に火災現場が神渕地内の場合は、神渕寺洞地内、神渕公民館駐車場に仮設水槽を設置し、葉津川から給水する部隊を結成し現場に向かわ	<飛火警戒>  火災の状況により、飛火警戒部隊を結成し風下を主点とし警戒にあたる。 <防災ヘリコプター要請の場合> ①神渕地区の場合 神渕公民館駐車場に水槽を設置、葉津川を水利とし、ポンプ4台ホース16本で中継し、仮設水槽は西側から東に向かい40m程度の位置に設置する。 ②上麻生地区の場合 町民運動場に水槽を設置、神渕川を水利とし、ポンプ4台、ホース20本で中継し、仮設水槽は	<防災ヘリコプター要請の場合>  神渕地区の場合 神渕公民館駐車場に仮設水槽を設置し、葉津川を水利とし、町道の交通整理に従事する。 上麻生地区の場合 町民運動場に仮設水槽を設置し神渕川を水利とするので、町民運動場門扉の鍵を開け、(主)可児・金山線の交通整理に従事する。	飛火警戒、延焼拡大の恐れが生じた場合、町長、参事、総務課長により、防災当番参集の協議をする  参集した場合、防災当番は情報収集、及び伝達業務に従事し、現場指揮本部との連絡を密にし、気象条件（風速、風向き等）を勘案し被害図及び被害想定図を作成するものとする。  尚、民家等に被害が及ぶ恐れがある場合は速やかに現場指揮本部に連絡するものとし、地域住民に対し情報伝達を行い状況に応じ、防災行政無線を使用し注	第3段階に移行した場合は、岐阜県防災ヘリコプターを要請するため地域住民及び事業所職員は速やかに消火作業を中止し、現場を離れ必ず現場指揮本部へ戻り人員報告する。

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
	<p>せる。火災現場が上麻生地内の場合は、町民運動場に仮設水槽を設置させ、神渕川から給水を行う部隊を結成し現場に向かわせる。</p> <p>防災ヘリが現着しバケットに給水する前にプロットした図面により空中消火位置を図示し、現場指揮にあたつたものが搭乗し現場からの携帯無線情報等加味し散水位置を指示する。</p>	<p>中央に設置する。</p> <p>防災ヘリが、現着した場合、火災現場から速やかに離れ、散水に支障の無いようにし、防災ヘリが接近したら、搭乗している現場指揮者に対し無線により位置を示す。</p>		<p>意を呼びかける。</p>	
第4段階 (レベル4) (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	<p>異常気象の影響により、さらに延焼拡大して緊急事態と判断したときは、団長は災害対策本部に対し消防相互応援協定に基づき隣接町村の応援要請の協議を行うものとする。</p> <p>応援要請した場合、指揮は団長があたり町入り口にポンプ班長以上で現場に詳しい団員を待機させるよう指示を出す。</p> <p>被害が予測される地区へはその地区担当消防団を警戒にあたらせ、住民に情報を伝達するよう指示する。</p>	<p>緊急事態となり、消防相互応援協定に基づき災害対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、現場指揮本部の指示により、町内入り口に案内団員を配置する。</p> <p>被害が予測される地区に対し、現場指揮本部より指示があった場合は担当地区班を警戒にあたらせる。</p> <p>被害が予測される場合は分団長が現場指揮本部と協議をするものとする。</p>	<p>緊急事態となり災害対策本部の設置指示があった場合、防災対策係職員は、現場により本町又は支所に設置する。</p> <p>設置した場合は被害情報集約システムに入力する。</p> <p>消防相互応援協定に基づき対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、要請先の町村に電子メール、ファックス、電話により位置関係と、町入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、人数の確認と概ね到着時間を確認する。</p>	<p>町長、参事、総務課長は協議し、第4段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を、火災現場が神渕方面の場合は支所に、火災現場が上麻生方面の場合は本庁に設置し、防災当番職員は現場指揮本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。</p> <p>防災行政無線の放送を行うものとする。</p>	<p>気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。</p> <p>なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、団長は、災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は予めその担当分団に避難所へ避難誘導を指示する。	異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、現場指揮本部から災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は本部の指示により担当分団は避難所へ避難誘導を行うものとする。	<p>第5段階に移行した時点で非常事態とし、地域防災計画第3章第3項により自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、速やかに火災現場図面及び自衛隊野営箇所図面、火災現場が神渕方面の場合は、神渕公民館駐車場、上麻生方面の場合は町民運動場をプロットし現場指揮本部へ2部持参する。</p> <p>防災対策係職員は避難所から避難住民リストを作成し報告する。</p>	<p>第5段階に移行した時点で非常事態とし、職員の招集、動員体制については、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部長、参事、総務課長の協議によるものとする。</p> <p>延焼状況により、風下地区の住民避難(避難誘導は担当地区消防団が行う)が発生した場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する。</p> <p>避難所の設営に従事している職員は避難した住民リストを報告する。</p>	異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は避難体制をとり、避難情報が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。

## 2 建物火災活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	本 部 役 員  全 団 員	各消防センター	可搬ポンプ一式、鳶口、鋸、チエーンカッター、チーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴等）
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	本 部 役 員	現場指揮本部	その他（庶務団員）
	全 団 員	各消防センター	仮設水槽、発電機、投光器
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員	現場指揮本部	その他（庶務団員）
	全 団 員	各消防センター	ロープ、携帯無線機
	応援要請人員		

注) レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	総務課職員 (担当職員)	本庁舎及び支所内	出動状況調書、看板、紙、鉄、マジック、テープ、テーブル
	庶務団員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	現場指揮本部旗、ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリン携行缶、バリケード
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	総務課職員	町 民 運 動 場	仮設水槽（男子更衣室）
	庶務団員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	チーンソー、鉈、鋸、ビニールシート
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	総務課職員	本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	毛布、寝袋、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ）、リヤカー、ロープ、懐中電気
	全 職 員 庶務団員 応援要請人員	本庁舎及び支所内	町管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

(2) 段階別活動計画 [建物火災]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	建物火災は、早期に火災の鎮圧を心がけ火災から、住民の生命、身体、財産を守りもって被害の軽減、大火の防止に努める。	建物火災は早期の鎮圧、延焼及び類焼の防御を心がけ、住民の生命、身体、財産を守るため、原則として次に掲げる防御体制をとる。	建物火災は早期の火災鎮圧を心がけ、被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	建物火災による被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	火災防除に対する意識の向上とともに、初期消火活動、防災機関への通報、避難、気象条件等について習熟しておくものとする。
第1段階 (レベル1)	建物火災は早期消火が基本であり、火災発生時の出動体制は全分団が出動し、消火作業に当たるが、その活動体制は現着順に、タンク車に中継、次に現着した隊が一番近い水利（消火栓、防火水槽）、次に現着した隊は既に消火栓、防火水槽が使用されていたら一番近い河川、谷を水利とし火災の鎮圧に従事するよう指示する。 団長、副団長は現着後、現場指揮本部において現場を確認後速やかに状況判断を行い、気象状況等勘案し延焼防止を考慮した人員配置と消火作業を指示する。	本部役員は火災現場近くの有効水利を確認し、現場到着順に最も近い水利から火元に対し、風上から単一車隊形をとらせ包囲注水を主戦力とし火勢制御に当たるよう指示し、人員報告並びに指示状況を現場指揮本部に報告し、その後到着した隊には付近に延焼又は類焼しないよう、警備及び防御の体制をとるよう指示を出す。 団員は、消防センターに2名以上集まつた段階で出動し、現場指揮本部が出来ていない場合は、最も近い水利から至急消火活動に従事する。 現場指揮本部が設置されている場合は、人員報告し指示を仰ぐ。	建物火災が発生した場合、庶務団員は2名以上揃った段階で現場に向かい、可茂消防（事務組合）タンク車へ給水するよう準備し現場の状況及び消防団の出動状況により、現場が県道付近の場合は、準備でき次第、機械員及び伝達員を現場に残し交通整理に従事する。 なお、防災対策係職員は、風上の最適な場所に現場指揮本部を至急設置する。（現場指揮本部旗は役場西の防災備蓄倉庫にある。） 庶務班準備品 交通整理用ライト（タイヤ倉庫）カラーコーン（役場西防災備蓄倉庫）	町長、参事、総務課長、防災対策係職員で対処するものとし、状況に応じその都度、三役の協議により決定し総務課長は決定事項を防災対策係職員に伝達する。 準備ができ次第現場に向かう。	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、自分達の地域は自分達で守るという姿勢のもと、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ初期消火及び、火災の防御等に従事するものとする。
第2段階 (レベル2)	気象条件等により延焼拡大の恐れがあると団長が判断した場合は、隣接する建物に対し人員配置を行い、延焼拡大を防御するものとする。 建物火災は、人命に関わる危険性があるので、消火部隊の他、救助部隊を結成し現場周辺の検索、警備に従事させる。 行方不明者がいるとの情報が入った場合は、先導注水部隊及び鳶部隊を結成させ検索に従事させる。	隣接住宅への延焼を防御するため、防護部隊により隣接建物に対し挿撃注水を行い火勢から防御する。 また、付近の林野への類焼を警戒するため、警戒部隊により火元より風下に対し扇隊形をとり散水により防御する。 長時間の消火活動や夜を徹するような場合、出動部隊の燃料、食料その他資機材は役員を通じ速やかに現場指揮本部に要請するものとする。 行方不明者がいるとの情報が入った場合は、現場本部に報告後指示を仰ぎ、先導注水部隊及び鳶部隊を結成し検索に従事する。	火災の状況に応じ、風下を主点として飛火警戒にあたるため、岐阜県総合防災ポータル等を利用し現在の気象状況、今後の予報等を把握し現場本部に報告する。 庶務団員は長時間の消火活動によるポンプの燃料、必要資機材、団員の飲料水及び食料は指示があり次第調達し、現場本部へ持参する。 なお、作業が夜間におよぶ場合は、本庁及び支所の防災備蓄倉庫より発電機、投光器を現場指揮本部へ運ぶ。	同 上	同 上
第3段階 (レベル3)	気象条件、現場の状況により、火災発生現場周辺の林野に延焼拡大、若しくは隣接する建物が延焼、方々で類焼が発生した場合は、団長は速やかに体制を整備し、総力をあげて火災の鎮圧及び防御するよう指示すると共に、町長と管内消防相互応援協定に基づく応援要請の協議を行い要請するものとする。 なお、現場本部の指揮は副団長が行い、団長は対策本部員として、現場指揮	現場指揮本部より、他市町村に対し消防相互応援協定に基づき要請がかけられた場合は、町内入り口要所に出迎えの団員（担当地区ポンプ班長以上）を配備し、現場本部までの案内及び現場の案内をするように指示を出す。 指示を受けた団員は、速やかに町内入り口に向かい（杉洞袋坂トンネル出口直線、奥田朝日屋前、芝松山鉄工前、戸刈上麻生橋）火災の状況や、延焼及び類焼、	防災対策係職員は消防相互応援協定により管内市町村に応援要請の指示があつた場合、火災状況、位置関係を応援先の町村に、電子メール、ファックス、電話等で伝えるとともに町内入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、応援人数及び概ね現着時間を確認し、速やかに現場指揮本部に報告する。 庶務班団員は移動型の防災行政無線機を現場指揮本部まで持参すると共に、	団長より消防相互応援協定に基づく管内市町村消防団の応援要請の協議があつた場合、町長、参事、総務課長は至急協議し、応援要請を決定した場合は速やかに防災対策係職員に指示を出す。 状況により、町長、参事、総務課長は防災当番職員及び総務課職員招集の協議し、決定した場合は防災対策係職員に指示を出す。 招集された防災当番職員は情報収集	第3段階に移行し、消防相互応援協定に基づき隣接町村に対し応援要請をした場合は、他市町村の消防団が現場に到着次第、地域住民及び事業所職員は速やかに初期消火作業等を中止し、現場を離れ必ず現場本部へ人員報告した後、飛火、類焼の監視体制をとる。

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
	に従事していない副団長及び防災対策係職員と被害想定、延焼拡大範囲等、最悪の事態を予測した図面を作製し、人員配置、消火作戦を考える。	部隊の位置関係を的確に把握し、各部隊の連携を保つため個々の連絡はせず、現場本部発信現場応答型に統一し効果的使用を図る。	必要物品等依頼があった場合は速やかに調達し現場指揮本部へ持参する。	業務に従事し、現場指揮本部との連絡調整にあたる。 総務課職員は電話の対応及び必要に応じ防災行政無線の放送をする。	
第4段階 (レベル4) (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	建物火災延焼拡大、林野火災延焼拡大、方々で類焼が見られ、団長が緊急事態と判断したときは、速やかに地域住民の避難誘導をする部隊と、建物火災の鎮圧部隊、延焼拡大を防御する部隊に体制を整え任務を指示する。  林野の延焼を鎮圧及び防御するため、団長は速やかに岐阜県防災ヘリコプターの要請を本部長に対し行い、要請した旨を現場本部に伝達し、火災現場が神渕の場合は寺洞地内神渕公民館駐車場に、火災現場が上麻生の場合は追洞地内、町民運動場にそれぞれ仮設水槽を設置する部隊と中継により給水する部隊を結成させ任務遂行するよう指示をするものとする。	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展した場合は、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプター要請の指示を受けた場合、要請と同時に、火災現場が神渕方面の場合は、神渕寺洞地内神渕コミュニケーションセンター駐車場に仮設水槽を設置し葉津川から給水するが、設置及び給水部隊は第3分団若しくは第4分団がその任務にあたる。  なお、火災現場が上麻生方面の場合は、町民運動場に仮設水槽を設置し神渕川から給水するため、町道の交通整理に従事し、火災現場が上麻生方面の場合は、町民運動場に仮設水槽を設置し神渕川から給水するため、町民運動場の鍵を開け、(主)可児・金山線の交通整理に従事する。	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展し、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプター要請の指示を受けた場合、要請と同時に、庶務班団員は火災現場が神渕方面の場合は、消防団員が神渕寺洞地内神渕コミュニケーションセンター駐車場に仮設水槽を設置し葉津川から給水するため、町道の交通整理に従事し、火災現場が上麻生方面の場合は、町民運動場に仮設水槽を設置し神渕川から給水するため、町民運動場の鍵を開け、(主)可児・金山線の交通整理に従事する。  防災対策係職員は可茂消防事務組合を通じ岐阜県防災ヘリコプターの要請をする。	第4段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を設置する、火災現場が神渕方面の場合は支所に、火災現場が上麻生方面の場合は本庁に設置し、本庁及び支所に防災当番が詰め、現場本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。  団長から岐阜県防災ヘリコプターの要請があった場合、町長、参事、総務課長は岐阜県防災ヘリコプター要請の協議を行い、要請を決定した場合は速やかに防災対策係職員に指示し、現場指揮本部に連絡する。	気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、災害対策本部が岐阜県防災ヘリコプターを要請するため、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。  なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	地区が異常気象等により壊滅の恐れがある非常事態と団長が判断したときは、災害対策本部と協議し、被害が想定される全ての地区住民を避難させる指示を関係分団に出すと共に、本部長に対し自衛隊の派遣要請協議をする。  現場指揮者は自衛隊に応援要請をした旨を本部役員に伝達し、風下地域周辺住民の避難誘導部隊と防御部隊に体制を整え速やかに任務を遂行するよう指示を出す。  団長は現場指揮に従事していた副団長より現場状況を詳細に確認し、被害想定図面を防災対策係職員に作製させる。  自衛隊が現着した時点で、自衛隊指揮者と本部長、団長は本部員と共に図面を提示し防御作戦会議を開き、役割を分担し現場本部より指示を出す。	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとり、指示があった分団は直ちに関係地区全ての住民の避難誘導に従事する。  避難誘導には担当地区団員が任務にあたる。  避難誘導にロープ、リヤカー等必要な場合は速やかに現場指揮本部に連絡する。	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により指示があった場合、防災対策係職員は直ちに、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行う。  応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、庶務団員は速やかに火災現場図面及び野営箇所図面、火災現場が神渕方面の場合は神渕コミュニケーションセンター駐車場、上麻生方面の場合は町民運動場をプロットし現場指揮本部へ持参する。  避難住民リストを作成し報告する。  庶務班団員は現場指揮本部から必要物品の依頼があった場合、本庁及び支所の防災備蓄倉庫より調達する。	非常事態に発展した時、又は団長から自衛隊派遣要請依頼があった場合、災害対策本部は協議し、要請決定した場合は直ちに、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行う指示を防災対策係職員に出す。  職員の招集、動員体制についても、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部の協議によるものとし、協議決定事項を速やかに総務課職員、防災当番班長に伝達する。  延焼状況により、風下地区の住民避難(避難誘導は担当地区消防団が行う)が行われる場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する指示を出す。  なお、避難所設営した班は避難した住民リストを作成し報告する。	異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と災害対策本部が判断した場合は、地域住民及び事業所職員は現場から避難し、避難情報が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。

### 3-1 集中豪雨、異常気象災害活動

#### (1) 人員、準備品一覧

##### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意報)	本部役員 (連絡体制)	自 宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル2 (警報)	本部役員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備（作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル3 (警戒本部)	本部役員 (対策本部)	災害対策本部	その他（庶務団員）
	団 員 (各分団で待機)	各消防センター	スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、現場指揮本部旗、投光器、発電機
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本部役員 団 員	災害対策本部	その他（庶務団員）
		各消防センター	ブルーシート、テント
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部役員 団 員 応援要請人員	災害対策本部	その他（庶務団員）
		各消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、他の必要物品は災害対策本部

② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注 意 報)	総務課職員 (担 当 職 員)	本庁舎及び支所内	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (警 報)	防 災 当 番	本庁舎及び支所内	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル3 (警戒本部)	防 災 当 番 総務課職員 庶 務 団 員	本庁舎及び支所内	腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリン携行缶、懐中電灯、チェーンソー
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	防 災 当 番 全 職 員 庶 務 团 員	本庁舎及び支所内	応援要請書（自衛隊）
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ロープ、備蓄食料、紙コップ、皿、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 全 職 員 庶 務 团 員 応援要請人員	本庁舎及び支所内	管内図、看板、腕章
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	担架、簡易リヤカー

## 3-2 台風災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意報)	本部役員 (連絡体制)	自 宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル2 (警報)	本部役員 団員 (自宅待機)	自 宅	団員装備（作業手袋、訓練服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル3 (警戒本部)	本部役員 (対策本部) 団員 (各分団で待機)	災害対策本部	その他（庶務団員）
		各消防センター	鉈、鋸、チェーンソー、スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、現場指揮本部旗、投光器、発電機
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本部役員 団員	災害対策本部	その他（庶務団員）
		各消防センター	ブルーシート
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部役員 団員 応援要請人員	災害対策本部	その他（庶務団員）
		各消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、他の必要物品は災害対策本部

② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注 意 報)	総務課職員 (担当職員)	本庁舎及び支所内	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (警 報)	防 災 当 番	本庁舎及び支所内	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル3 (警戒本部)	防 災 当 番 総務課職員 庶務団員	本庁舎及び支所内	災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリン携行缶、懐中電灯、チェーンソー
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	防 災 当 番 全 職 員 庶務団員	本庁舎及び支所内	応援要請書(自衛隊)、軽トラック
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 全 職 員 庶務団員 応援要請人員	本庁舎及び支所内	管内図、腕章
		本庁防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	担架、寝袋、簡易リヤカー

(2) 段階別活動計画 [集中豪雨、異常気象、台風災害]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	集中豪雨、台風、異常気象状況について気象台から発表される情報や、岐阜県総合防災ポータル等によりある程度予測することができ、適切な対応により災害の防御も可能であることから早い時期の判断と決断を要す。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、ある程度予測ができるため、被害を最小限にするため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、気象監視システム、岐阜県総合防災ポータル等利用し情報収集することにより、雨量予測、洪水ピーク時の時間予測ができ、被害を最小限に食い止めるため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。
第1段階 (レベル1) (注意報)	大雨・洪水注意報が発令され、町内でも強い雨が降り始め、気象情報では降り続く状況が生じた場合、自宅待機とし、本部役員、住民からの情報収集及び本庁又は支所に連絡を取り町内雨量状況や気象監視システム及び岐阜県総合防災ポータルによる、気象状況予測情報収集に努める。	大雨・洪水注意報が発令されて、町内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅付近の降雨状況、河川の増水等に注意し、何時でも出動できるよう体制を整えておく。	大雨・洪水注意報が発令されて、町内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅待機とし何時でも出動をできるよう体制を整えておく。	大雨・洪水注意報が発令されて、町内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努める。	大雨・洪水注意報が発令されて、町内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは家族間、事業所職員間で連絡の取れる体制に努める。
第2段階 (レベル2) (警 報)	大雨・洪水警報が発令され、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流に流出が激しくなり、本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断したときは、団長、副団長は本庁に集合し協議後、本庁と支所に分かれ、本部役員を招集し各地区方面隊を結成し安全確保を図り巡回パトロールするよう指示を出す。  団長は、巡回パトロールの報告を受け、災害が発生する恐れがあると判断したときは第3段階（町は災害対策警戒本部体制）へ移行を決定する。	大雨・洪水警報が発令されて、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断された場合、本部役員は本庁及び支所に集合し、団員は詰所に待機し指示を待つが、巡回の指示が出た場合いかなる状況でも単独で行動させず、必ず団員の安全確保を図り方面隊単位で行動する。  方面隊への指示事項は分団長とし、不在の場合は副分団長とする。  方面隊より報告を受けた分団長は至急副団長に報告する。	大雨・洪水警報が発令されて、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され役場本庁に防災当番が詰めた場合、防災対策係職員は本庁及び支所に、万一に備え図面、筆記用具、現場指揮本部旗を準備する。  庶務班団員は引き続き何時でも出動出来るよう体制を整え、警戒本部設置時に出動する。	大雨・洪水警報が発令されて、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され、防災当番は本庁及び支所に詰め、警戒体制を取り状況に応じ巡回、啓発を行うが、他の職員は外出を控え、情報収集に努め、万一に備えいつでも参集できるよう準備する。	大雨・洪水警報が発令させて、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され本庁及び支所に防災当番が詰めた場合、防災行政無線、消防団の広報車により警報及び情報伝達があるので、家族間及び事業所職員間の連絡を密にし外出を控え、情報収集に努め、万一に備え何時でも安全な場所に避難できるよう準備する。
第3段階 (レベル3) (警戒本部)	引き続き大雨・洪水警報が出されており、上流でもかなり激しく雨が降り谷川、本流もかなり氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ災害等の心配があると見受けられた場合は、引き続き各地区厳重警戒体制をしき方面隊に安全確保を図り巡回パトロールにあたるよう指示を出す。  災害対策警戒本部が設置された場合、団長は本部員として本部に入る。	引き続き大雨・洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続いている、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合は、各地区、厳重警戒体制を取り引き続き方面隊の安全確保第一で巡回パトロールにあたるが、万一現場で土砂災害や斜面から激しく湧水が噴き出しているような箇所には近づかず、直ちに分団長を通じ団長に報告するものとする。（二次災害を考えて行動する）  但し、人命に関わるような場合は至急任務にあたると同時に現場本部に状況報告する。	引き続き大雨・洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続いている、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、消防団が土嚢積み等行う可能性があるため、庶務班団員は事前に役場本庁及び神渕支所の防災備蓄倉庫から土嚢袋、スコップ等準備し、防災対策係職員は建設事業者に連絡し砂の手配をしてその旨を副団長に伝達しておく。  なお、暴風警報が発令されている場合、庶務班団員は、役場本庁及び神渕支所の防災備蓄倉庫よりチェーンソー、鋸、鉈、ロープ等を準備する。	引き続き大雨・洪水警報が発令され、町内でもかなり強い雨が降っている場合、降り始めからの雨量が120mmとなった段階で災害対策警戒本部とし、防災当番は役場及び支所に引き続き詰め、巡回及び広報活動等行うが、他の職員は自宅付近の雨の降り方、谷川、河川の増水に注意しながら、何時でも出動できる体制を整えておき、危険を察したような場合は直ちに本庁及び支所に連絡する。  連絡を受けた職員は総務課長及び防災当番班長に報告し指示を仰ぎ気象状況に応じた防御体制をとり、職員間の連絡体制を整える。  災害箇所を図示できるよう図面等の準備をする。	引き続き大雨・洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続いている、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、住民においては地区区長、事業所においては上司を通じて本庁及び支所に連絡し、危険を伴う防御作業は行わず、我が身の安全を確保して作業に従事する。  なお、暴風警報が発令されている場合は、特に注意し作業に従事する。

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>引き続き大雨・洪水警報が出されており、さらに雨も激しく降っており河川の水位が著しく上昇している中、各分団長より現場状況について次の報告を受けた場合（堤防を越えて家屋の浸水の危険がありの報告、中小河川が氾濫し土石流の危険がありの報告、斜面の湧水が激しくなり土砂崩れの危険がありの報告、各地域で中小土砂崩れありの報告）、災害発生を各地で確認し、その他災害の防御が各地で必要になった場合、至急団長は副団長と協議し分団長に指示を出し各方面隊に伝えるとともに、災害対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>なお、主要道路に土砂災害等発生が見られ救急業務、災害復旧活動、災害防御活動等に支障をきたす場合は建設事業者応援協定に基づき、総務課長を通じて応援要請を申し出るものとする。</p> <p>土石流、浸水被害等予測される場合、災害対策本部から避難情報が出された場合は、関係地域住民の避難誘導をする旨、分団長を通じて指示をする。</p>	<p>引き続き激しい雨が降り続いているおり、河川の水位も急上昇している状況で、各方面隊は土石流災害、土砂崩れ等発見した場合、この時点で町は災害対策本部を本庁に、現場指揮本部を支所に設置されるので、団員は災害復旧作業や防御は行わず図上にプロットし番号を振り、詳細を別紙に記する。</p> <p>緊急を要する場合は分団長を通じ団長に報告するものとする。</p> <p>人命に関わる災害以外は、隊単独での行動は慎み、緊急を要する主要地方道の法面崩落、斜面崩壊、ライフライン災害等は、発見と同時に分団長を通じ団長に報告するものとする。（報告を受けた段階で、建設事業者応援協定に基づき応援要請が行われる。）</p> <p>災害対策本部より避難情報の伝達があった場合は、担当地区分団が避難誘導の任務に従事する。</p> <p>なお、長期にわたると判断した場合は団員を2班にわけ、8時間勤務体制をとり従事する。</p>	<p>引き続き大雨・洪水警報が出されており、町内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や住民から災害の報告が多数寄せられ、町が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え、危険地域住民の避難に備えて避難所設営の準備に係るものとし、防災備蓄倉庫から必要な物品（毛布、食料、日常生活品等）を準備し、万全の体制を整える。</p> <p>現場に従事している消防団員に対し必要物品を迅速に調達し配布する。</p> <p>なお、万一危険地域住民に避難情報が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、万一土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、建設事業者に応援要請をし、建設機械等により防御及び取り除き等を行う。</p> <p>この時点では、職員は全員体制で従事するが、長期にわたると判断された場合、又は12時間経過したような場合は2班に分け半分の人員を休ませ8時間勤務体制をとり従事する。</p> <p>避難所設営に従事している班は、避難住民リストを作成し報告する。</p>	<p>引き続き大雨・洪水警報が出されており、町内でさらに雨が激しく降っている状況で、防災当番、消防団、住民から災害の報告が多数寄せられ、町が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え全職員を招集し、必要機械工具を準備し、万全の体制を整える。</p> <p>なお、万一危険地域住民に避難情報が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、万一土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、建設事業者に応援要請をし、建設機械等により防御及び取り除き等を行う。</p> <p>この時点では、職員は全員体制で従事するが、長期にわたると判断された場合、又は12時間経過したような場合は2班に分け半分の人員を休ませ8時間勤務体制をとり従事する。</p> <p>避難所設営に従事している班は、避難住民リストを作成し報告する。</p>	<p>引き続き大雨・洪水警報が出されており、町内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や地区から災害の報告が多数寄せられ、町が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え万全の警戒体制をとり、万一危険地域住民に避難情報が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、危険箇所には近づかず、必ず指示に従うものとする。</p> <p>暴風警報が発令され、町内でもかなり強い風が吹き、風倒木の危険が生じた場合は、防災行政無線を有効利用し住民に対し外出は控え、雨戸を閉めるなどの防護体制をとるものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>各分団長から、町内各地で土砂災害、土石流災害、浸水による被害が発生した旨の報告を受けた場合、また、災害規模が大きく救助を要するような災害が各地域で発生した旨の報告を受けた場合、団長は非常事態への移行を判断し、本部長、参事、総務課長と協議し人命、身体及び財産の保護のため必要と認めた場合は、地域防災計画第3章第3項により自衛隊派遣要請を行うものとする。</p> <p>団長は、災害対策本部より自衛隊派遣要請がされた場合はその旨、副団長を通じ各分団長に伝達する。</p> <p>なお、各地区の情報を基に被害状況を図面に図示し人命に関わる災害から順次番号をつけ、自衛隊の任務と消防団の任務を分け、案内団員を各分団より人選し、指示を出し配置し、その旨を本部長に伝えるものとする。</p>	<p>町内各地で、大小災害が発生し主要地方道も通行不能状態になったような場合、災害対策本部は、町が定める地域防災計画に基づき自衛隊の派遣要請を行うため、各分団は担当地域の災害箇所を図面にプロットし緊急を要するものから順に番号を付け災害対策本部に提出する。</p> <p>なお、人命に関わる場合は至急対応すると共に現場指揮本部に報告し、応援部隊が必要な場合はその旨を伝えるものとし、二次災害に至らないよう団員の安全確保に努めて配慮し、部隊の単独行動はしないようとする。</p> <p>自衛隊の案内に指名された団員は、本部に行き、待っている場所、自衛隊の到着時間等確認し待機場所に移動する。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければならぬことから、庶務班団員は各避難所の物品の配布、調達に従事し、災害対策本部との連絡、報告を密にするものとする。</p> <p>防災対策係職員は、本部災害情報を基に岐阜県を通じて災害救助法の手続きをとる。</p> <p>自衛隊派遣要請した場合の野営場所は、市民運動場又は神渕コミュニティーセンター駐車場とし、庶務班団員は鍵を開け案内をする。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければ成らぬことから、我が身の安全確保を第一に地域住民は安全な場所に避難してもらう事が先決であり、次にライフライン復旧は関連事業所に、道路復旧は建設事業者にそれぞれ応援協定に基づいて要請し災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は、自衛隊が到着するまでに要請する災害箇所を図上にプロットし明確にしておき方面毎に現地案内者を決めておき災害対策本部には自衛隊指揮官が残り現場との連絡を密にする。</p> <p>なお、自衛隊野営場所は、市民運動場若しくは神渕寺洞地内神渕コミュニティーセンター駐車場とするので、位置図を作製するよう指示をする。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は我が身の安全確保を第一に地域住民は速やかに安全な場所に避難することが先決であり、ライフゲインの復旧及び道路の復旧については、それぞれ応援協定に基づいて各事業所に要請し、さらに災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は自衛隊が到着するまでに確実に地域住民は避難所に避難する。</p>

## 4 地震災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	本 部 役 員 (自宅待機) 団 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備（携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴等）
レベル2 (予知情報) (警戒宣言)	本 部 役 員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備（訓練服、ヘルメット、安全靴等）
レベル3 (本部設置)	本 部 役 員 (対策本部)	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
	団 員 (各分団で待機)	各 消 防 セン タ ー	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、鋤簾、箕、バール、現場指揮本部旗
レベル4 (緊急事態)	本 部 役 員 団 員	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
		各 消 防 セン タ ー	ブルーシート、テント
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 団 員	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
	応 援 要 請 人 員	各 消 防 セン タ ー	ロープ

注) 1. 注意情報、予知情報（警戒宣言）は、東海地震に関する情報である。

2. レベル4及びレベル5 他の必要物品は災害対策本部

② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	総務課職員 (担当職員)	本庁舎及び支所内	岐阜県総合防災ポータルにより 今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (予知情報) (警戒宣言)	防 災 当 番 総務課職員 (担当職員)	本庁舎及び支所内	図面、色鉛筆、マジック、定規、 公用車（広報車）
		本府防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	チェーンソー、鋸、鉈、バール、 ボトルクリッパー、簡易リヤカー、 エアーポンプ、ロープ
レベル3 (本部設置)	防 災 当 番 全 職 員 庶 務 団 員	本庁舎及び支所内	災害対策本部旗、災害対策本部看板、 公用車、移動式防災行政無線固定局
		本府防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリン携行缶、 懐中電灯
レベル4 (緊急事態)	防 災 当 番 全 职 員 庶 務 团 員	本庁舎及び支所内	応援要請書（自衛隊）、軽トラック
		本府防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、 日常生活用品、三角巾、ブルーシート、 バリケード、トラロープ、 カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 全 职 員 庶 務 团 員 応援要請人員	本庁舎及び支所内	管内図、腕章
		本府防災備蓄倉庫 支所防災備蓄倉庫	担架、寝袋

注) 注意情報、予知情報（警戒宣言）は、東海地震に関する情報である。

(2) 段階別活動計画 [地震災害]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震による被害を最小限に抑えるため、一人ひとりが「我が身の安全は我が身で守る」という基本理念と防災知識を身に付ける。 日頃から災害に対する備えを心がけ、生活単位となる、家庭・学校・職場等で、防災意識の啓発を図る。
第1段階 (レベル1) (注意情報)	防災対策係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、町地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団幹部は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	防災対策係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、町地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団員は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、町地震計が震度3を観測したときは、防災対策係職員は速やかに防災行政無線、防災メールにより住民及び消防団員、職員に注意情報が発令された旨の情報伝達を周知徹底する。	防災対策係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、町地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、総務課長は情報伝達を周知徹底させ状況により他の職員を動員できる体制を整える。	総務課から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、町地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、広報巡回車、防災メール等により伝達を受けた時は、家族間の連絡を密にして何時でも避難できる体制を整える。 事業所についても同じ。
第2段階 (レベル2) (予知情報) (警戒宣言)	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報、警戒宣言が発令された場合、又は県内で地震が発生し、町の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、町に地震警戒本部を設置する。  消防団幹部は、本庁に集合し、消防団員に情報収集させるため招集し会議を至急行い、本庁及び支所に分かれ情報収集の指揮のとれる体制をとる。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、町の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、町に地震警戒本部を設置する。  消防団幹部及び本部役員は本庁に集合するが、消防団員は消防センター待機とし、指示があり次第集合する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、町の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、町に地震警戒本部を設置し、庶務班団員は本庁及び支所に集合する。  防災対策係職員は情報伝達を周知徹底する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、町の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、町に地震警戒本部を設置する。  町長、参事、総務課長、防災当番は本庁及び支所に集合する。  防災当番職員は班長の指示に従う。  当番以外の職員は自宅待機とし何時でも参集出来る状態に努める。	気象庁からの予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で、震度4若しくは震度5弱の地震が発生したときは、慌てないで広い場所に避難する。  家にいた場合は、家族の安否確認後、火の元、ガスの元栓等確認し広く安全な場所に避難する。  事業所においても従業員の安全第一に情報伝達し速やかに避難する。
第3段階 (レベル3) (本部設置)	各分団が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、至急方面隊を現場に向かうよう指示を出す。  町内の全ての状況が把握できない場合は、全ての隊を第一発見現場に向かわせる事のないよう町全体の被害状況を把握した後、隊を各方面へ動員する。  この段階で町に災害対策本部が設置される。	各分団が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、町は災害対策本部を設置するので消防団は至急方面隊を結成し現場指揮本部の指示により現場に向かい、被害状況、道中状況等をその都度、分団長に報告する。  報告を受けた分団長はまとめて現場指揮本部に報告する。  方面隊は人命に関わる場合を除き、火災などを発見した場合は、消火作業をしないで現場指揮本部に連絡し、応援部隊を呼ぶ。  状況により、初期消火作業をした方が良いと判断した場合は発見現場に従事し、他の部隊が初期任務の現場に急行す	消防団が情報収集を行い、災害及び発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、役場本庁に災害対策本部を設置、神渕支所に現場指揮本部を設置し、庶務班団員は役場本庁及び神渕支所の防災備蓄倉庫より必要物品をそれぞれの本部に準備する。  (防災備蓄倉庫の鍵、本庁は防災対策係長机の横、支所は支所長後ろの書類棚の中)  防災対策係は被害情報集約システムに必要事項を入力・送信する。  防災対策係職員は情報集約し、防災行政無線、防災メールを使い伝達する。	災害及び火災が発生したとの報告があった場合、町長、参事、総務課長は協議し直ちに災害対策本部を設置し全職員を参集、職員は班で行動し各方面の情報収集に従事し、地震に伴う火災を発見した場合は災害対策本部に報告し初期消火するが、消防団が現着した時点で現場を任せ、初期の任務に従事する。  なお、招集がかかり災害対策本部に向かう場合、道路状況が分からぬため出来る限り周りの状況を確認し記録していくように心がけ、人命に関わる現場を発見したら迷わず従事する。  連絡出来る手段があればその旨連絡する。  町長、参事、総務課長は自主避難している住民の把握するため、各避難所に対	家や事業所において突発的な地震が発生した場合、「身の安全を確保する」を第一優先とし、以下のようない行動を行い、避難所へ避難する。 (1~2分の間) 揺れがおさまったら、火の始末や脱出口を確保する。 (3分後) みんなの安全を確認し、火が出たら初期消火、ラジオをつける、靴を履くなど無理をせず避難する。 この場合、飲料水や食料等の備蓄品を持って行く。 周りの状況を判断し、人命に関わるような場合は、お互い助け合う。 初期消火等も出来る限り協力する。

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
	る。			し動員する。	
第4段階 (レベル4) (緊急事態)	<p>町内各地で災害や火災が発生し災害対策本部から避難指示、避難誘導が発令された場合、地域住民を安全な場所に避難させるよう、各分団に避難誘導活動を指示する。</p> <p>その他の方面隊は順次消火活動を開させ、人命救助を第一に活動するよう指示を出し、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を優先せらるよう指示を出し、一箇所に集中しないようにする。</p> <p>この段階では、消防団だけでは対応できない状況であるので、消防団O.B.や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し、状況を報告する。</p> <p>災害対策本部が町内の防災機関だけで対応出来ないと判断したときは自衛隊派遣要請を行うと伝達があった場合、現場指揮本部は、各分団長に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をするよう指示をする。</p>	<p>町内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難情報が発令された場合、現場指揮本部の指示により各分団方面隊は地域住民を安全な場所に避難させるため避難誘導に従事する。</p> <p>避難誘導に従事する以外の団員は引き続き方面隊を結成し順次消火活動を開させ、人命救助を第一に活動するよう指示を出し、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を優先せらるよう指示を出し、一箇所に集中しないようにする。</p> <p>この段階では、消防団だけでは対応できない状況であるので、消防団O.B.や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し、状況を報告する。</p> <p>災害対策本部が町内の防災機関だけで対応出来ないと判断したときは自衛隊派遣要請を行うと伝達があった場合、現場指揮本部は、各分団長に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をするよう指示をする。</p>	<p>町内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難情報が発令された場合、防災対策係職員は被害情報集約システムに入力する。</p> <p>庶務班団員は避難所の必要物品リストにより速やかに準備し2名一組で各避難所に配布する。</p> <p>必要物品については、本庁及び支所の防災備蓄倉庫（本庁防災備蓄倉庫の鍵は長机の横、支所の防災備蓄倉庫の鍵は支所長後ろの書類棚の中）より調達し、不足している物は最寄りの商店、スーパーから調達する。</p> <p>自衛隊、県及び他市町村に対する応援要請の指示があった場合、防災対策係職員は、地域防災計画の「地震対策編第3章第1項第2節災害応援要請(41~44ページ)」に基づいて行う。</p> <p>庶務班団員は自衛隊派遣要請があつた場合、野営場所となる町民運動場の鍵を開ける。</p> <p>その他、詳細については災害対策本部の指示に従う。</p>	<p>町内各地で災害や火災が発生した場合、町長、参事、総務課長は地域住民を安全な場所に避難させる事を第一に、避難情報発令を防災対策係に指示する。</p> <p>防災当番は防災行政無線の放送及び班毎に方面隊を結成し順次避難（呼びかけ）活動を開く。</p> <p>避難所に勤務している職員は引き続き勤務し、避難者リスト（任意様式）及び必要物品リストを作成し本部に報告する。</p> <p>方面隊は人命救助を第一に活動するようし、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を本部に連絡するようする。</p> <p>この場合、一箇所に集中しないように活動するよう心がける。</p> <p>各方面で災害、火災が発生しており職員、消防団、消防署だけでは対応できない状況である場合、町災害対策本部に状況を報告する。</p> <p>報告を受けた町長、参事、総務課長は至急協議し自衛隊派遣要請の指示をする。</p>	<p>避難所に向かう途中では、余震に注意し、正しい情報を確認するとともに、隣近所で助け合う。</p> <p>また、避難所に着いたら、町の職員や消防団員の指示に従う。</p> <p>町内各地で災害、火災が発生している場合、人員が限られており救助、消火活動の対応が遅れることが予測されるため、自助・共助の考えに基づき我が身の安全確保を第一に避難する人と救助活動や初期消火活動に従事する人に分かれ行動する。</p> <p>地区においては人員を確認し、被害状況を調査しておく。</p> <p>事業所においては組織力を活用し人員確認後、状況判断し安全確保を図った上で救助活動及び初期消火活動に従事する。</p> <p>なお、町内全域で災害、火災等が発生し対応しきれないと判断したときは非常事態とし、自衛隊派遣要請をするので、引き続き救助活動等行うが、災害対策本部から指示が出た場合は従う。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>この段階では町内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を再度整えるようする。</p> <p>図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付ける。</p> <p>人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示を出し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれ案内団員をつけ、救助にあたる。</p> <p>野営場所は、上麻生が町民運動場、神渕は神渕コミュニティーセンター駐車場に設営するよう案内するよう分団長に指示をする。</p>	<p>この段階では町内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようする。</p> <p>分団長は、被害状況をまとめ、図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付けるよう団員に指示をする。</p> <p>人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示が出された場合、現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、各部隊にそれ案内団員をつけ救助にあたる。</p> <p>野営場所は、上麻生方面は町民運動場、神渕方面は神渕コミュニティーセンター駐車場に設営するよう案内するよう分団長に指示をする。</p>	<p>この段階では町内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、消防団は人員配置、活動体制を整えるので、庶務班団員は消防団の必要物品調達に従事する。</p> <p>防災対策係職員は被害情報集約システムに避難状況、必要物品等を入力する。</p> <p>県内外市町村からの救援物資についての、集積、集配は道の駅とするので、庶務班団員は看板及び救援物資リスト（任意）作成し集積業務に従事する。</p> <p>防災対策係職員は、職員、消防団、地区からの被害状況をまとめ被害情報集約報システムに入力する。</p>	<p>自衛隊派遣要請を指示した段階で壊滅状態に近く非常事態とし、町長、参事、総務課長は自衛隊が到着するまでに優先番号をつけた図面を作成するよう防災当番に指示を出す。</p> <p>災害対策本部は、作成された図面を下に自衛隊に要請する災害箇所を協議決定する。</p> <p>マスコミ対応は総務課長が行うものとする。</p> <p>災害対策本部は、防災行政無線、防災メール・災害情報緊急連絡メール等を有効活用情報提供に心がける。</p> <p>職員は、避難所、救援物資集積場、広報等に分かれて従事する。</p>	<p>避難所にいる場合は、町の職員や消防団員の指示に従うとともに、親戚や知人に安否を確認する。</p> <p>家や事業所にいる場合は、ラジオなどで災害情報を聞くとともに、飲料水や食料等の備蓄品を用意して、避難所へ行き、町の職員や消防団員の指示に従う。</p> <p>避難所において協力して出来る事は自分達で行う。</p> <p>人命救助等に従事している者は、消防団、消防署、自衛隊が到着した場合は速やかに詳細を伝達し、指示に従うものとする。</p>

## 5 航空機事故災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 役 員 (対策本部) 団 員	災 害 対 策 本 部	役員装備(携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴等) 団員装備(訓練服、ヘルメット、安全靴等)
		各 消 防 セン タ ー	チェーンソー、鉛、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、その他(庶務団員)、発電機、投光器
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 団 員 応援要請人員	災 害 対 策 本 部	その他(庶務団員)
		各 消 防 セン タ ー	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5 その他の必要物品は災害対策本部

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 团 員	災 害 対 策 本 部	職員装備(防災服、ヘルメット、足元の安全等) 管内図
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	ゴーグル、チェーンソー、鉛、鋸、スコップ、バール、ロープ、災害対策本部旗、看板、ブルーシート、テーブル、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チエーンカッター、街頭消火器(現場付近より)
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 团 員 応援要請人員	災 害 対 策 本 部	応援要請書(自衛隊)、腕章
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、リュックサック、給水袋

(2) 段階別活動計画 [航空機事故]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>町内で航空機が墜落した場合は、その時点で緊急事態であり、町は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより消防団に情報伝達する。</p> <p>至急幹部は現場を確認し、現場指揮本部設置を防災対策係職員に指示する。</p> <p>救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を開き、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団 O.B. や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し状況を報告する。</p>	<p>町内で航空機が墜落等した場合、その時点で緊急事態であり、町は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に人員報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を開き、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>町内で航空機が墜落等した場合、緊急事態であり、町長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁若しくは支所(事故現場に近い方)に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。</p> <p>その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、防災対策係職員は速やかに派遣要請をする。</p>	<p>町内で航空機事故等が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を防災対策係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は町災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により町長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は防災対策係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員数名は災害対策本部の指示により、電話等の対応をする。</p>	<p>現場付近の住民は自己防衛に心がけ、現場には近づかないようにするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。</p> <p>爆発等により延焼の恐れがある場合は町職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>現場の状況により、重機、スプレッダーライド、カッター等必要になった場合、事業所に依頼するので出来る範囲で協力する。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>航空機が墜落炎上し、死傷者が多数発生した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ救助・救出、消火活動を行うように指示を出す。</p> <p>各分団長から報告を受けた現場指揮本部は図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助、救出にあたるよう指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各分団長は現場指揮本部に現場状況(詳細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ救助・救出、消火活動を行うようにする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があつた場合、避難誘導は担当地区方面隊が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があつた場合、庶務班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>防災対策係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>庶務班団員は自衛隊の野営場所(現場が上麻生の場合は町民運動場、神渕の場合は神渕コミュニティーセンター駐車場)を確保する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が町内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リストを作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝えれる。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、町職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。</p> <p>(避難誘導は消防団員が行う。)</p> <p>応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>炊出、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>

## 6 列車事故災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 役 員 (対策本部) 団 員 員	災 害 対 策 本 部	役員装備（携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（訓練服、ヘルメット、安全靴等）
		各 消 防 セン ター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、その他（庶務団員）発電機、投光器
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 団 員 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
		各 消 防 セン ター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 团 員	災 害 対 策 本 部	職員装備（防災服、ヘルメット、安全靴等）応援要請書（自衛隊）
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	ゴーグル、スコップ、バール、掛け矢、ボトルクリッパー、ハンドマイク、ブルーシート、テント、テーブル、災害対策本部旗、看板、投光器、発電機、コードリール、チェーンカッター
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 团 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	腕章
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー

(2) 段階別活動計画 [列車事故]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>町内でJR高山線脱線等の事故が発生した場合は、緊急事態であり、速やかに町は災害対策本部を設置する。</p> <p>防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた幹部は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を防災対策係職員に指示する。</p> <p>救助隊、行方不明者検索隊、消防隊等必要に応じ結成させる。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団O.B.や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し状況を報告する。</p> <p>分団に消防隊を結成させ火災が発生した場合は消火活動を開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p>	<p>町内でJR高山線脱線等の事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、町は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に人員報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を開するが、人命救助を第一に活動するようする。</p> <p>消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>町内でJR高山線脱線等の事故が発生した場合、緊急事態であり、町長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより住民、消防団員、職員に情報伝達する。</p> <p>至急、事故状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、防災対策係職員は速やかに派遣要請し被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>町内でJR高山線脱線等の事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を町長、参事、総務課長は防災対策係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は町災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により町長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は防災対策係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員数名は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。</p>	<p>現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。</p> <p>爆発等により延焼の恐れがある場合は町職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>現場の状況により、重機、スプレッダ一、カッター等必要になった場合、事業所に依頼するので出来る範囲内で協力するものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>JR高山線で列車が脱線転覆し、炎上した場合や死傷者が多数発生した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え、総力を上げて救助・救出、消火活動をするように指示する。</p> <p>各分団長から報告を受け、図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消防部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたるように指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと災害対策本部が判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各分団長は現場指揮本部に現場状況(詳細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ救助・救出、消火活動するようする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があつた場合、避難誘導は担当地区方面隊が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消防部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があつた場合、庶務班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>防災対策係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>庶務班団員は自衛隊の野営場所(現場が上麻生の場合は町民運動場、神渕の場合は神渕コミュニティーセンター駐車場)を確保する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が町内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リストを作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝えれる。</p> <p>マスコミの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、町職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。</p> <p>(避難誘導は消防団員が行う。)</p> <p>応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>炊出、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>

## 7 大交通事故災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 役 員 (対策本部) 団 員	災 害 対 策 本 部	役員装備（携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等）
		各 消 防 セン タ ー	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、ロープ、その他（庶務団員）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 団 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
		各 消 防 セン タ ー	ロープ、看板

注) レベル4 及びレベル5 その他の必要物品は災害対策本部

(バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 団 員	災 害 対 策 本 部	職員装備（防災服、ヘルメット、足元の安全等）
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	ゴーグル、チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、掛矢、ブルーシート、テーブル、災害対策本部旗、看板、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器（現場付近より）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 団 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	応援要請書（自衛隊）、腕章
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー

注) レベル4 及びレベル5 その他の必要物品は災害対策本部

(バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

(2) 段階別活動計画 [大交通事故災害]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>町内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに町は災害対策本部を設置する。</p> <p>防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた幹部は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を防災対策係職員に指示する。</p> <p>救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。</p> <p>火災等が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団O.B.や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し状況を報告する。</p> <p>分団に消火隊を結成させ火災が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p>	<p>町内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、町は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着人員の報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を開するが、人命救助を第一に活動するようする。</p> <p>消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>町内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、町長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁若しくは支所（事故現場に近い方）に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。</p> <p>事故状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場の状況により交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、防災対策係職員は速やかに県に対し自衛隊派遣要請し被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>町内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を町長、参事、総務課長は防災対策係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は町災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により町長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は防災対策係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。</p>	<p>現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。</p> <p>爆発等により延焼の恐れがある場合は町職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>現場の状況により、重機、スプレッダー、カッター等必要になった場合、事業所に依頼がありますので出来る範囲で協力するものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>バス転落事故やタンクローリー横転事故等により、死傷者が多数発生した場合や爆発炎上した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げて救助・救出、消火活動するよう指示する。</p> <p>各分団長から報告を受け、図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれ案内団員をつけ救助にあたるように指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各分団長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ、救助・救出、消火活動するようする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があつた場合、避難誘導は担当地区方面隊が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があつた場合、庶務班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>防災対策係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>庶務班団員は自衛隊の野営場所（現場が上麻生の場合は町民運動場、神渕の場合は神渕コミュニティーセンター駐車場）を確保する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が町内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト（任意様式）を作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝えれる。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、町職員、消防団員の指示に従い避難する。</p> <p>（避難誘導は消防団員が行う。）</p> <p>応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>炊出、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>

## 8 化学物質流出事故災害活動

### (1) 人員、準備品一覧

#### ① 本部役員、団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本 部 役 員 (対策本部) 団 員	災 害 対 策 本 部	役員装備（携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等）
		各 消 防 セン タ ー	スコップ、土嚢袋、現場指揮本部旗、ブルーシート、テント、ロープ、その他（庶務団員）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員 団 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	その他（庶務団員）
		各 消 防 セン タ ー	ロープ、看板

注) レベル4 及びレベル5 その他の必要物品は災害対策本部

(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

#### ② 防災当番、職員、庶務団員

段階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 団 員	災 害 対 策 本 部	職員装備（防災服、ヘルメット、安全靴等）応援要請書（自衛隊）
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	ゴーグル、スコップ、バール、掛矢、ボトルクリッパー、ハンドマイク、ブルーシート、テント、テーブル、災害対策本部旗、看板、投光器、発電機、コードリール、チェーンカッター、土嚢袋
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	防 災 当 番 (対策本部) 全 職 員 庶 务 団 員 応 援 要 請 人 員	災 害 対 策 本 部	腕章
		本 庁 防 災 備 蓄 倉 庫 支 所 防 災 備 蓄 倉 庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー、砂

注) レベル4 及びレベル5 その他の必要物品は災害対策本部

(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

(2) 段階別活動計画 [化学物質流出事故災害]

	消防団幹部	本部役員・団員	庶務団員・防災対策係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>町内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに町は災害対策本部を設置する。</p> <p>防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた幹部は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を防災対策係職員に指示する。</p> <p>火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開させるが、団員の安全を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団では対応できない状況である場合は、消防団 O.B. や、事業所に協力を得るようにし、町災害対策本部に対し状況を報告する。</p>	<p>町内で化学物質流出事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、町は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着、人員報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開するが、常に団員の安全第一に活動するようにし危険を感じた場合は近づかないようにする。</p> <p>消防団では対応できない場合は、現場指揮本部にその状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>町内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、町長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁若しくは支所（流出事故現場に近い方）に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより住民、職員、団員に情報伝達する。</p> <p>その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、防災対策係職員は速やかに派遣要請し被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>町内で化学物質流出事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を町長、参事、総務課長は防災対策係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は町災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により町長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は防災対策係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員数名は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。</p>	<p>防災行政無線、防災メール、広報車により化学物質流出を知った時は、人体への影響、爆発炎上、延焼等の恐れがあるので、現場には近づかず、我が身の安全を確保するため情報収集に努める。</p> <p>避難する必要があると感じた場合は、町職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。</p> <p>（避難誘導は消防団員が行う。）</p> <p>町より避難情報が発令された場合も同様とする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	<p>化学物質流出し爆発炎上、地域に被害拡大した場合、自衛隊派遣要請した場合は、非常事態とする。</p> <p>自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようする。</p> <p>必要に応じ、人命救助部隊、消防部隊を結成させ現場に従事するよう指示を出す。</p> <p>各分団長から報告を受け、図上に流出箇所をプロットし、住民、団員の安全に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消防部隊、復旧部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれ案内団員をつけ救助、復旧にあたるよう指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各分団長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があつた場合、避難誘導は担当地区方面隊が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消防部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があつた場合、庶務班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>防災対策係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>庶務班団員は自衛隊の野営場所（現場が上麻生の場合は町民運動場、神渕の場合は神渕コミュニティーセンター駐車場）を確保する。</p> <p>庶務班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が町内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト（任意様式）を作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節七宗町災害対策本部の組織3. 分担任務(11~13ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより情報を伝達する。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者がいる場合は救助・救急活動を行うが、延焼、爆発等により関係地区において避難する必要がある場合、避難情報が出るのと、町職員、消防団員、消防職員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>（避難誘導は地区消防団員が行う。）</p> <p>応援協定に基づき重機、砂等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>災害対策本部より炊出、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>